

第二百三十三回 参議院環境特別委員会會議録第六号

平成四年四月二十二日(水曜日)
午後一時三分開会

委員の異動
四月二十一日

山田 勇君

補欠選任
橋本孝一郎君

出席者は左のとおり。

委員長 洲上 貞雄君
理事 石川 弘君
森山 眞弓君
西岡瑠璃子君
広中和歌子君

委員

井上 章平君
石渡 清元君
大島 慶久君
須藤良太郎君
真島 一男君
久保田真苗君
清水 澄子君
堂本 暁子君
西野 康雄君
高桑 栄松君
菅脱タケ子君
中村 鋭一君
橋本孝一郎君

国務大臣

国務大臣
(環境庁長官)

中村正三郎君

政府委員

環境庁長官官房
長

森 仁美君

環境庁企画調整
局長 八木橋惇夫君

環境庁企画調整
局長 柳沢健一郎君

環境庁自然保護
局長 伊藤 卓雄君

環境庁大気保全
局長 入山 文郎君

環境庁水質保全
局長 眞鍋 武紀君

厚生省生活衛生
局長 小林 康彦君

事務局側
第二特別調査室
長 宅間 圭輔君

説明員
厚生省保健医療
局結核・感染症
対策室長 堺 宣道君

厚生省生活衛生
局食品保健課長 織田 肇君

厚生省生活衛生
局水道環境部課長 三本木 徹君

環境整備課室長
薬物対策室長 若杉 隆平君

通商産業省立地
公害局環境政策
課長 若杉 隆平君

建設省建設経済
局建設課課長 風岡 典之君

建設省住宅局市
街地建築課長 那珂 正君

本日の会議に付した案件

○公害防止事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(洲上貞雄君) ただいまから環境特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨日、山田勇君が委員を辞任され、その補欠として橋本孝一郎君が選任されました。

○委員長(洲上貞雄君) 公害防止事業団法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○久保田真苗君 事業団法について質問いたします。

昭和四十年十月に公害防止事業団が発足しました。当時の事業計画ベースの予算は半年分二十億円でスタートしたと聞いているんですが、事業量の急増でこれがふえまして、ずっと見てみますと、昭和四十五年には二百十億円、五十二年には一千億円を超えて一千七百七十億円、五十二年には千五百九十億円と過去最高額を記録していますけれども、その後急激に減額しているんですね。五十五年には六百八十億円、六十年には六百五十億円、六十二年、六十三年は過去最低の六百億円。そして、それ以後少ずつ増額して平成四年度は八百九十億円というふうになっておりますが、この事業予算が急激にふえたという理由を説明していただきたいと思います。つまり、過去最高を記録した当時の理由です。

○政府委員(八木橋惇夫君) 今、先生事業団が設立されて以来の事業計画の数字の推移をお述べになつたわけですが、御承知のように事業団事業は建設譲渡事業と融資事業の二つから成っております。このうち建設譲渡事業については、短期的には若干の増減がございますが、基本的には着実に増加するというような傾向があるように見られます。これに對しまして、事業計画規模で申しますと五十一、五十二年千五百七十、その前の五十年に千五百三十五と。この辺に非常に大きなピークがあり、それ以降数字が小さくなったという御指摘があったわけでございます。

この要因としては、やはり一番大きいのは公害に対する規制の強化ということが考えられます。それに應ずる公害防止設備投資を企業がどのぐらいのペースでやったかということ、さらには順位は落ちるかもしれませんが金利水準の動向等が考えられようかと思ひます。もう少し申し上げますならば、四十五年の公害国会におきまして公害関係諸法が制定されたわけでございまして、それに伴ひまして各種の規制が段階的に強化されるという経緯をたどつたわけでございます。それによりまして融資額が五十年年度にピークに達し、その後は一応の公害投資が行われたということによりまして減少したわけですが、それ以降、石油危機に對するための石炭への燃料転換ということに伴ひまして今度は大気汚染防止施設に對する融資のニーズが増加し、また低下し、また上昇するというような経緯をたどつた。

そういうことで五十年前後に非常に大きなピークを迎えたということは、やはり四十五年の公害国会における諸規制の効果と、それに伴つて企業は集中的に公害投資をせざるを得なかつた、その影響が一番大きくいっているというぐあいに私も理解しております。

○久保田真苗君 公害規制のために五十年代前半の五十、五十一、五十二年あたりで最高値を記録していることはわかりましたけれども、その後だんだん減つてきています。

特殊法人については、臨調が基本的方向を示しています。昭和五十八年三月の第五次答申で一つの答申をしているんですが、それは特殊法人等の

整理合理化を提言し、内容としてはこんなふうな答申になっています。環境庁関係法人について見ますと、

公害防止事業団については、公害防止対策に関する地方公共団体等との役割分担の実態を勘案し、建設譲渡業務について、国家的見地からみて緊急性が高くかつ大規模な事業を重点的に行う等業務内容の転換を図る。融資業務についても、これらの業務に関連するもの及び公害対策基本法に基づく公害防止計画等を推進するために特に必要なものに限定する。

こうなっているわけです。ですから、公害対策基本法に基づく公害防止計画というものが中心になっているということなんです。また、これら業務内容の転換に対応し、組織の整理・再編成を行うこと。ですから、ここでもって組織の整理ということが言われているわけです。

内閣は、これを受けて五十九年一月に閣議決定をしておられます。それによりますと、公害防止事業団という項目で、

建設譲渡業務については、環境行政上緊急性が高く、かつ大規模な事業に重点化する等、逐次業務内容の転換を行う。

融資業務についても、地方公共団体等との役割分担の実態を勘案し、環境行政上重要度が高く、かつ大規模な事業等に重点化する。

こうあります。答申の方では「限定する」というのを閣議の方では「重点化する」と若干緩和されているように見えますが、この縮小重点化を打ち出したということに沿って、事業予算も五十八年の七百五十億からずっと下がって六千六百億円というふうな最低を記録しました。この時代に、昭和五十九年から六十二年あたりの事業団の重点とした事業、廃止または削減した事業について説明していただきたいと思えます。

○政府委員（八木橋博夫君） 先生が今御指摘になりました臨調答申及び行革大綱に基づきまして、公害防止事業団における事業の重点化を図るべきであるという御指摘があったことも事実で

ございます。

ただ、もう一つこの時代の背景をいたしましては、金融は非常に緩慢になっていったということもございまして。これは事業団のみならず民間における設備投資そのものも減少をしておったという時代でございます。したがって、私も融資業務の重点化を図るということはこの行革の大綱に沿ってやられたということも事実でございます。いま一般的に情勢、時代をいたしましてはそういう経済全般の動きも背景にあったということも否めない事実でございます。公害防止事業団が必要であるにもかかわらず無理に削減したということとは私どもはしておらないつもりでございます。

需要に的確に対応するというようなことはやりましたし、また必要度の高いものを優先的に重点化していくという対応はいたしました。無理や需要があるのに削減するというような動きを故意にとつたというようなことは、それほど強調されるべきではないというぐあいに考えております。

○久保田真苗君 質問しましたのは、このときに廃止された事業は何かということなんです。

○政府委員（八木橋博夫君） 公害防止事業団におきましてどういった事業内容の見直しをやったかという御質問でございますので、それについてお答え申し上げます。

六十二年におきまして、大気汚染対策緑地事業というように、また国立・国定公園施設の整備事業というようにものを新規に導入いたしました。見直し事業といたしましては、従来共同利用建物というものをやっておったんですが、これにつきまして共同利用建物ということではなくて、個別棟の設置ができるような改めをやったということがございます。一方、事業を見直すことによつて廃止した事業といたしまして、共同公害防止施設を廃止するというようなことをやるとともに、工場移転用地につきましては五年間の臨時業務とするという御見直しをしております。

また、融資事業については、新規に市街地の土壌汚染防止事業及び合併処理浄化槽設置資金の融資事業を追加するというようなことをやっておりますが、これらの見直しにつきましては、先生先ほどお触れになりました行革大綱に基づくところの見直しとしてやられた制度改正でございます。

○久保田真苗君 確かに新しい公害というものが出てきて、大都市を中心とする大気汚染、湖沼等の水質汚染、それから先端産業における化学物質対策、そういったものが出てきました。

それで、臨調に続いて行革審というのがございます。行革審は昭和六十一年六月に新たな課題に対応して事業団の業務の見直しを求めているわけなんです。六十二年行革大綱は所要の法律案等の提出を表明しているわけです。これを受けて、六十二年三月に公害防止事業団事業懇談会が制度の改革を報告しているわけです。その内容を見ますと事業団法の改正につながっているわけですから、私も、私はこの懇談会の報告について二つの点にこの際注目するわけです。

その一つは、現行制度の見直しということなんです。環境行政の主要課題の移行に対応して新業務を追加する場合には中間報告、これは行革審の中間報告でしよう。「の指摘する」といって「いたずらな肥大化を避けるべき」であり、現行業務について優先度の高いものに重点化するという観点からの見直しが必要である、こういうふうな言っております。二つ目は、「国立公園・国定公園の区域内において、利用者の過度の集中に伴う公害を防止するため、公園計画に基づく利用施設を複合的に整備する事業を建設譲渡業務として実施する」。この二点なんです。

それで、現在行われておりますいわゆる四号業務と言われる自然公園内の利用施設を複合的に整備する事業は、この報告書で環境行政上重要な課題として取り上げられているわけです。ところが、重要課題であるにもかかわらずこのたびの改正でそれは廃止されて、改正案では十八条の五号業務として集団施設地区の複合施設というふうに改め

られるわけです。

質問ですけれども、現在の四号業務と改正案五号業務の違いはどこにあるのか。そして、なぜそのように改められたのか、説明していただきたいと思えます。

○政府委員（伊藤卓雄君） まず、現行四号業務と新五号業務の違いについてでございますけれども、現行四号業務は、先生お触れになりましたように、国立・国定公園の一部地域に観光客等が集中して公害問題が生じないようにする、利用者の集中を分散することによりまして公害問題を生じないようにするというような観点から、新たに公園施設を複合的に建設するというような内容のものでございます。したがって、そういう観点から、対象施設といたしましては公園施設全般を対象といたしますけれども、公害防止にかかわる施設を必ず設けるようにというふうな条件がついておったわけでございます。それから、建設譲渡施設としては民間事業も含めて譲渡できるといったような内容になっております。

これに對しまして、新五号業務におきましては、最近の自然に対する国民のニーズに対応するというようなことで、集団施設地区、これは国立公園あるいは国定公園の中で利用拠点となるところでございまして非常に人が集まる場所。したがって公害問題も生じやすいというような観点でとらえるわけでございまして、そういう集団施設地区において自然を保護し、かつ国民が自然に親しみあるいは自然環境に対する理解を増進するための施設整備を行うという形で、少し目的を広げたという形になっておるわけでございます。

やり方といたしましては現行とちよつと違います。それは、そういった経緯もございまして、利用拠点となる集団施設地区を対象にしていこうという内容が少し違つております。それから施設の内容といたしましては、従来は公園施設全体という形でございしたけれども、この目的の追加等も含めまして、自然環境の保護と利用者の自然環境に対する理解の増進に資する施設を中心に整備す

ということをごいまして、実はこの中に、自然環境の保護という観点から、公害防止に資する例えば排水処理施設といったものも取り込まれておるわけでございます。

それから、建設譲渡先といたしまして、地方公共団体及び第三セクターというところから、このやらせるといふことで、若干限定をされているという違いがございますが、いずれにいたしましても、現業務は基本的に新五号業務の方に吸収をされていくということで、自然保護上の支障は生じないものと考えておるところでございます。

○久保田真苗君 非常にわかりにくいのです。

四号業務では、人が集中して公害になるから、だから施設を分散して公園内のどこにでもつくつたらい、つくるべきだということだったのに、今度はそうじゃなくて、公園内の集団施設、そこへ集めるのだ、こういうことなんです。結局自然公園ですから、自然公園の計画は長期的な視野が必要だということはどういうまでもないことだと思ふんです。ところが、この懇談会が重要課題としていた事業がたった五年でもって廃止とは言わないまでも内容の大幅な見直し、百八十度の転換なんです。これは一体どういうことなんですか。

四号業務で、今までのように分散して公園内のどこにでもと言われたことによつて、どういふ環境の悪化があったのか教えていただきたいと思ふます。

○政府委員(伊藤卓雄君) ちよつと私の説明不足で恐縮でございます。

現行四号業務というのは、公園内における過度の集中を分散するという意味ではございますけれども、その分散という形が、あちこちどこにでもという意味ではございまして、実態といたしましてはやはり公園の中で人が割と集まる場所。これは現実には集団施設地区になるわけでございますが、そういった中で、あるところの集団施設地区の集中を避けるためにある別の集団施設地区に整備するというような形で、基本的に整備する場所

はそういう利用拠点において整備をしてきておるわけでございます。

さらに、もつと基本的なことを申し上げますと、自然公園法に基づきまして公園計画なるものをつくつておりました。その中で集団施設地区のあり方というものを位置づけておるわけでございます。それから、それに従つた保護計画あるいは利用計画という観点に立つ以上、現行業務においては今後の業務においても基本的な考え方は変わらないうふうなことを考えております。現に今までやつております実績におきましても、集団施設地区におけるのがほとんどでございます。一部周辺部分もございまして、考え方としては変わつておらないというところでございます。

○久保田真苗君 考えてみますと、現行の四号業務では利用施設がこちらに必ずしも計画的ではなくて分散される。そういう形は自然保護の面から適切ではなかったのかもしないと思ふんです。ですけれども、一つの重点課題として打ち出されたものが五年でもって大幅な見直し、転換というふうなことになることについては、環境庁ないしこの懇談会の見通しが大分外れた、甘かつたというふうな私にはとらざるを得ないんですけれども、どういふことでしょうか。

○政府委員(伊藤卓雄君) 実は四号業務自身が制度改正の際に一つの観点として公害防止というふうな要素を入れておるわけでございますけれども、当時の懇談会の報告でも、整備がおくれたい利用施設の整備を公園計画に基づいて行つていくのは環境行政上重要な課題であるという認識を指摘されております。私どもはそれも踏まえながら、なおかつ公園の利用現況を考え、保護の現況を考え、むしろ拡充をしたというふうな理解をいたしているところでございます。

○久保田真苗君 この問題について余り時間をとりにくありませんけれども、拡充をするというところになりますと、分散した形もあるし、しかしなお集中的に大規模な施設をその上につくる、そういう意味なんですか。

○政府委員(伊藤卓雄君) 条文だけを抽象的に比較しますと、何か積み重ねるような御印象かも知れませんが、何れにせよ、実態で申しますと、公園計画というものの基に基づいてその地域における利用状況を考えながら最も適切な保護計画あるいは利用計画をつくつて、それに乗り得る施設をつくるという意味においては例えばその地域における収容能力をどう見るかというふうなことで、チェックが必ず働くわけでございますから、決して集中したところにまた上積みというふうな印象にはならないかと思ひます。

○久保田真苗君 自然公園の中につくる施設というものは利用者のためであると同時に、やはりこれは相当自然に影響があると思ひますので、こうした計画については十分に慎重を期していただいて、前回の五年で変更だというふうな朝令暮改的な計画は避けていただきたいというふうな思ひます。

ところで、ことしの一月に事業検討会の報告が出たわけですが、これは地味規模の環境、産業廃棄物等新しい問題が起つてきたし、大気汚染や水質汚濁も引き続き大きな問題です。厚生省に伺いたいのですけれども、この産業廃棄物は毎年どのくらい量が出るのか、今後どういふ見通しなのか、ちよつと伺いたいと思ひます。

○政府委員(小林康彦君) 産業廃棄物の排出量は昭和六十年で三億一千二百万トンでありました。平成二年度にはこれが三億六千万トン程度になつてゐるものと見込んでおります。

今後の見通しにつきましては、産業活動の指標などをとて一定の前提を条件に置いて概算いたしますと、西暦二〇〇〇年には約五億トンになると試算をしておるところでございます。

○久保田真苗君 環境庁に戻りますけれども、今度の改正で産業廃棄物の脱水、乾燥、焼却もしくは破碎を行う施設を設置と、こうあるわけですが、こういう施設で産業廃棄物による公害は防げるのか、それから量はそのくらい減らせるのか、それを伺いたいと思ひます。

○政府委員(八木橋博夫君) 先生御承知のように、最近の産業活動の活発化によりまして産業廃棄物の発生量が非常に増大している。一方で、最終処分場等の産業廃棄物処理施設について極めて逼迫した状態にあるという状況は厚生省の方からお述べになつたところでございます。

今回の法改正におきましては、その中で最も緊急性が高いと思われる産業廃棄物の最終処分場、それと最終処分場をできるだけ長くもたせる必要があるというふうなことから、脱水、焼却等の減量化施設の建設譲渡事業に新たに取組むというところで取り入れたところでございます。公害防止事業団はその他に融資事業等もやつておるわけでございますが、用地難や処理施設が迷惑施設としてとらえられ周辺住民の反対によつて施設の建設が困難だ。そういうようなところから、建設譲渡事業として直接取組むということが最近の環境問題として非常に重要なことであるということから取り組むこととしたところでございます。

○久保田真苗君 そうすると、こういうばこれだけ産業廃棄物を減らせるといふいう計画はあるわけでしょう。どのくらい減らせるんですか、いつまでに。

○政府委員(八木橋博夫君) 産業廃棄物がどれだけ減らせるかということと直接私どもが対象としておるのではなく、それは厚生省がおつくりになつておる計画に従つて、現実には先ほど申し上げました用地難または住民等の反対によつて建設ができないというふうなところを、全体の計画の中でそういうものの処理に役立つような格好で事業団が実施するというところでございます。

○久保田真苗君 厚生省にお伺いしますけれども、最終処分場は例えば今後十年間に何カ所くらい必要なんですか。そういうものの確保の見通しについてはどう考えていらつしやいますか。

○政府委員(小林康彦君) 最終処分場につきましては、中間処理等を行いました残りということでございまして、その容量が必要という状況でございます。

今後どの程度必要にかつきまして金額での試算で申し上げますと、二〇〇〇年五億トンというところで推定をいたしますと、第七次廃棄物処理施設五カ年計画を平成三年度から策定しておりますがその数字をもとに試算をいたしますと、公共関係及び民間の廃棄物処理業者によります施設整備費が用地費を含めて三兆七千億円程度というふうな試算をしております。このうち、事業団によります融資あるいは建設費事業によりまして、少なくとも一割程度の施設について整備を担っていただけるのではないかとこのように私どもとしては考えているところでございます。

○久保田真苗君 今七カ所とおっしゃいましたか。何カ所とおっしゃいましたか。

○政府委員(小林康彦君) 箇所によりましては一カ所当たりの容量も異なりますので、箇所という試算はしておりません。相当数の最終処分場が必要という状況でございます。

○久保田真苗君 五億トンだけがはっきりして施設の方ははっきりしないというのは、やっぱりこれははっきりしていただかないと困るんじゃないかと思えます。なるだけ早急にそういうものの見通しを立てていただきたいと思います。次に、通産省に伺います。

産廃物の量を減らすことが緊急に必要なんですけれども、そのためには産廃物といえどもできる限り再利用することが必要なのはもう当然のことでございます。通産省は産廃物の再利用についてどんな施策をお持ちか、また将来の見通しについても説明していただきたいと思います。

○説明員(若杉隆平君) 先生御指摘のように、産業廃棄物を減量するために再生資源の利用が必要であるという点はまさに御指摘のとおりだというふうに考えております。このため、昨年の十月に再生資源の利用の促進に関する法律、リサイクル法が施行されたところでございます。

この法律におきましては、政令で指定いたしました業種あるいは製品などにつきまして再生資源の利用の促進を図ることとしております。例

えば紙製造業あるいはガラス容器製造業等におきまして、古紙、ペレットなどの再生資源の原材料としての利用の促進、あるいは自動車、ユニット型エアコンディショナー、あるいはテレビ受像機、それから電気洗濯機、電気冷蔵庫等リサイクルしやすい製品づくりに向けた材料あるいは構造の工夫という点、さらにはアルミ缶、スチール缶の飲料用缶につきましてリサイクルを容易にするような表示の義務づけ、また鉄鋼スラグあるいは石灰灰というようなものにつきまして副産物の再生資源としての利用の促進、こういったものにつきまして法的措置を講じているところでございます。

それから、このリサイクル法の運用に加えまして、リサイクル促進を幅広く行うために昨年、十月をリサイクル推進月間ということといたしまして、リサイクルに関します理解を深めて、施策の実施に幅広く協力を求めているということでございます。また、産業界、消費者等の幅広い参画のもとにリサイクル推進協議会が発足したところでございます。さらに、産業廃棄物の処理設備あるいは再資源化設備につきまして、税制、金融上の優遇措置を講じて活動をサポートしているということでございます。それらに加えまして、廃棄物の再資源化の実証プラントの実施、あるいは空き缶あるいはガラス瓶、PETボトル等廃棄物の種類ごとの特性に応じたモデルリサイクルシステムの実施、さらには効率のよい廃棄物発電技術の開発など、幅広く施策を実施しているところでございます。

こういった施策をさらに強力に推進することによりまして、御指摘のような産業廃棄物の減量化あるいは再資源化ということにつきまして、引き続き努力をまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○久保田真苗君 環境庁のこの事業団は産廃物の処理施設に対する融資はあるのか。また、今のリサイクル、再利用についての融資はあるんですか。

○政府委員(八木橋博夫君) 私が先ほどお答え申し上げましたのは、事業団がやっております建設譲渡事業についての対象範囲でございます。同時にやっております融資事業につきましては、産業廃棄物施設について申し上げますならば、再生利用施設、中間処理施設、最終処分場のための処理施設を含めまして、産業廃棄物の処理施設全般を融資対象にしているところでございます。

○久保田真苗君 十八条七号の事業。公害防止、環境保全に関する情報やノウハウを提供する業務が新設されているんです。有益な事業だと思ふんですけれども、事業団は建設事業で六百件、融資で五千二百件の実績がありますし、蓄積されているデータも膨大なものだというふうにおっしゃっているわけですか。

こういったものをデータベース化して提供体制を整備することが必要だと思ふんですが、この情報、ノウハウの提供は有料なのか無料なのか。こういったものの技術移転を考えるとという場合に、何カ国ぐらいの外国語でそういうものが用意できるのか。その点について。

○政府委員(八木橋博夫君) ただいま御指摘になりました業務につきましては、開発途上地域の環境保全に資する情報等を関係省庁や国際協力事業団または海外経済協力基金といったような我が国の国内機関、また開発途上地域の政府機関等に幅広く使っていただく、提供しようというものでございますので、目下のところではそういった提供に対して料金をいただくというところは考えておりません。

一方、この業務を行うに当たりまして、利用方法につきましては理解をやはり得る必要があると考へますので、情報等の提供先になると予定される機関に利用マニュアルというものを配付した方がいいんじゃないかというぐあい考えておるわけでございます。そういった場合に、外国の政府機関等についても対象とすることを考えておりますので、日本語以外に英文の利用マニュアル等についても考える必要があるのではないかとこのように

あいに考えております。先生御指摘になりましたように、何カ国語ぐらいで考えているかということでございますが、私どもの今のマンパワー等から考えますと英語と日本語、当面この二カ国語で考えているところでございます。

○久保田真苗君 これは官製の情報ばかりじゃなくて、この問題に関しては民間に膨大な蓄積があるんですね。例えば各種の業界団体それからシンクタンクと呼ばれる情報産業です。こういったところの情報も本当なら一カ所に集中して、いろいろなことがデータベース化されたものの中からすべての人にオープンに提供できるという機関が望まれるわけなんです。しかし、経費とか料金の問題なんかもあると思ひますので、希望として当面、事業団の情報で十分な場合、その情報ならどこそこの研究所ですといったような民間の情報機関を紹介する。そのぐらいの体制はつくるべきだと思ひますが、それはできますか。

○政府委員(八木橋博夫君) 情報提供の一元化された機関としてこの事業団を考えていくということになりますと、まさに先生御指摘になりましたように料金等のことも考えていかなきゃならぬということになるわけでございます。目下のところ、今回御提案申し上げております事業は、事業団がこれまで実施してきた建設譲渡事業、また融資事業を通じて蓄積してきた情報、ノウハウというものを開発途上地域の環境問題の解決に使っていただくということから考えた業務であるわけでございます。

しかしながら、同時に事業団は、今までやっておりました業務を通じて、公害防止メーカーとか環境関係調査研究機関といった民間事業者に関する情報も把握しているというところがあるわけでございます。またある分野については専門的な情報、ノウハウも有する民間事業者はどういったところなのかということについての知識もあるわけでございます。したがって、そういうようなことの依頼に關しましては可能な場合があるという

ことも考えられますので、そういったようなこともまさに想定いたしましたして対応を考えてまいりたいというぐあいに考えております。

○久保田真苗君 大臣にお伺いしたいと思うんです。

今環境問題が非常にうけに入っているというのですか、いろいろこうして事業団の名称も変更したり事業も改めたりというふうになっているんです。しかし一方、さつき私が申し上げました行政の中間報告で指摘されておりますように、環境行政の主要課題の移行に対応して新事業を追加する場合にいたずらな肥大化を避けるべきであるというふうな内容の答申が出ているわけです。

それで、この両方を踏まえて大臣としてはどういうふうにお考えでしょうか。例えば優先度の高いものを重点的にするというふうな視点は今後とも必要なんじゃないかというふうに思いますけれども、今の非常に変化していく環境行政の中で大臣はどのような御所感をお持ちでしょうか。

○国務大臣(中村正三郎君) 確かに委員御指摘のとおり、新しい環境の時代を迎えようとしているいろいろな仕事がある、それに対する対応を迫られる問題もますます多くなっているわけでありまして、守備範囲が広がってくるわけでありまして、その中でやりたいことは山ほどあるという時代に入ってきたかと思っております。

しかしながら、御指摘のとおりこの行革審の精神もございまして、行革審に言われるまでもなく行政の肥大化というものは回避しなきゃいけないものだと思っております。そして、今御指摘のよう現行業務のうちで相対的に優先度の低いものについては整理合理化を行ったり、優先度の高いものをやるように心がけるといふようなことで、肥大化を回避するというのを考慮しながら、まさに仕事のふえてくる時期でありますから心してやっつけなければならぬと思っております。

それから、私は民間から出た者でありますので、この事業団に關してもう一つ議院内閣制の大臣として心がけなきゃいかぬと思うことは、や

つぱり官業の民業圧迫になってはいけないということも視点に入れてやっつけまいりたいと思っております。

○久保田真苗君 大変結構な御指摘だと思いま

もう一つ大臣に伺いたいのは、四月十五日に宮澤総理が地球環境賢人会議で発言しておられるんです。新しい地球環境時代にふさわしい法律の整備を検討するよう関係省庁に指示したと明らかにしていると思います。そしてまた、いろいろな言葉が飛び交っているんです。これは宮澤総理、ストレートだとは申し上げませんが、例えば環境基本法とか環境省への昇格だとか九月に環境国会を開会するとか、それから環境税などという言葉もひとり歩きしている状況でございます。

お伺いいたしますけれども、総理から環境庁にはどのような指示がなされましたでしょうか。

○国務大臣(中村正三郎君) 確かにおっしゃられたとおりのように、環境庁はいろいろなことを言われておるわけでありまして、少し整理した方がいいかと思っております。

私はここに就任させていただきましてから、予算委員会等で、今こうした地球環境時代を迎えて従来のような対症療法的な環境行政、公害行政では対応し切れなくなっている。それにはやはり組織、体制の整備を図らなければいけない。その一環として省への昇格ということもやっつけまいりました。そして、法律につきましてもやはりその中心になる環境基本法のようなものがあつて、そこにある今までやってまいりました公害対策だとか自然保護だとかアセスメントだとかそういったものを実体的な部分を入れて、その下にずっとまた手続とかいろいろ法律があるという体系が望ましいんじゃないかという答弁をしております。

そして、三月十六日に総理が参議院の予算委員会において、地球サミットの動向をよく見ながら

環境の基本法をつくっていく必要があるんじゃないかという趣旨の御答弁をされました。そしてそれに伴って環境行政というものの体制も見直さなきゃいけないという御答弁をされました。そういうことと答弁が交錯して行われてきたわけでありまして、そういうものを受けて環境時代にふさわしい法律の整備というものは御指示があつたものだと思っております。

私は就任させていただきましてから、UNCEDもあることで、そこらまでにはきちっと環境庁の法整備について、新しい時代に対応するためにはどうすればいいかということを考えておかなければいけないということをはかねがね事務局に指示しておりました。そういう中でこの間総理の官邸に参りましたときに、これからの環境というものをきちっと考えていくにはそういう法制度のことも考えていかなくちゃいけないという話がまた重ねてございました。かねてよりこういう御指示を受けているという気持ちで準備をしております。

もう一つは環境国会とおっしゃいましたか。

○久保田真苗君 はい。

○国務大臣(中村正三郎君) 環境国会というようなことは、これは私は聞いておりませんし、計画もされていません。

それから、税についていろいろ言われておりますけれども、私は環境庁としては当然のことながら環境税のようなものの検討をしております。これも勉強会を持つてやっているわけでありまして、やはり税を考へる場合に、その税を課することによって、例えば酒税のようにかけることによって負担を重くして、例えば炭素税をかけて排出抑制をするんだとか、またそれから出てきた成果を環境対策に使うのかとかいろいろあるわけでありまして、これは当然のことながら国民のコンセンサスが得られなければいけないこと

であります。いろいろ御議論があつて、政府税調もあれば党税調もあり、議会を通らなきゃいけませんし、そう簡単なものだとは考えておりませ

ん。ただ、環境庁としては勉強させていただいております。

○久保田真苗君 環境省のお考えは環境庁長官が言われ、環境基本法については総理がお触れになりということでございますと、これからUNCEDの結果を待つていろいろと法整備をなさる中に、繰返しになりますけれども、環境省とかそれから環境基本法とかそういったものは出てくるというふうに向つてよろしいわけですね。

○国務大臣(中村正三郎君) これは環境庁だけが考えてもできることでございませぬ。政府全体として考え、また政権政党として自民党もあるわけでありまして、それから議会の御意思もあると思ひます。ですから、簡単に一概に言えないことであると思いますけれども、私もいたしましては環境基本法のようなものの準備をし、そういう中で地球化時代の環境問題に対応していけるような体制を整備してまいりたいと思っております。

○久保田真苗君 環境大臣としてそういうふうにお考えになるのは当然だと思ひますし、私もそのことはシャドーキャビネットなどでも検討を始めております。ただ、私こういつた非常に景気のいい話をこれからしていくわけなんですけれども、その前に私はやはり水俣病のことを一言申し上げなければならぬと思ひます。

環境省への昇格というのは多分国民は非常にムード的には歓迎しますでしよう。私もこの水俣病に關して、昭和三十一年から昭和四十三年までの非常に惨たんなる無為無策が続いた時代のことを考えますと、環境行政を他の官庁がかわる、またそれを兼務していく。そこにも、兼務していくということには相当な無理があるんじゃないかという気がいたします。それは、一方、環境庁が設置されたのが昭和四十六年なんです。しかし、それから既に二十余年を経過しているわけです。それじゃ環境庁ができた水俣病は解決されたかといひますと、まだ解決しておらない、そういう状態でございます。

そうしますと、では環境省になつたらこういう

ものがすぐに解決されるのか。環境庁が新しい官庁であるからいろいろな面で弱体であるということとは避けられないのかもしれないけれども、やっぱりだれしもこの環境庁がということには首をかしげる面があるんじゃないかと私は思います。そういう意味で、ぜひこのグローバルな環境問題に貢献してこういう姿勢があるのならば、まず足元の水俣病を早く解決してほしいという観点から私は質問をさせていただきます。

それで、私はおとしの六月にもこの問題を取り上げたことがあるんですけども、何といたしましてもこれは非常に痛恨の記録だと思うんです。簡単に初期のころの概要を述べさせていただきますと、まず昭和三十一年五月にチッソ附属病院の細川院長が地元の水俣病の発生ということを知り、報告しているわけです。このころには水俣病沿岸の猫が死んだり、そのほかいろいろな鳥やけもの、こういったものの被害が目立ち、人間の方の被害の第一号も昭和二十九年に発見されている。そして三十一年にはもう非常に病状が悪化した人、しかもそれが悲惨な病状であるということがたくさん出てきて、少なくとも三十人の患者が確認されまして、三十一年の五月に水俣病対策委員会というものが地元の五者でできているわけです。詳しくは申し上げません。

そして、同じ年に熊本県衛生部から研究委託を受けた熊本大学の医学部が、そのときにもうこの病気が神経親和性の強い毒物による中毒で、その原因が水俣湾産の魚介類であったことを突きとめられた。しかも、その魚介類を汚染したものはチッソ水俣工場であることもほぼ確定と見られた。そして、こういったことをまとめまして、この研究班が強く漁獲禁止を求めた。それが昭和三十三年の二月なんです。しかし、これは厚生省が食品衛生法での取り締まりはできないというふうに出て何ら有効な手が打たれなかったわけです。そして、昭和三十四年の十一月に、厚生省の水俣病中毒部会というのがございまして、この部会が厚生大臣に答申している。これは、

水俣病は水俣湾およびその周辺に生息する魚介類を大量に摂取することによって起こる主として中枢神経系統の障害される中毒性疾患であり、その主因をなすものはある種の有機水銀化合物である。

と答申しているんです。ところが、厚生大臣がすぐ翌日、この部会の解散を命じているという不思議なことが起こっているわけです。そして、昭和三十四年の十月には有名な猫実験というのがございまして、これはチッソの附属病院院長がチッソの排水を食事にかけて猫に与えて、そしてその猫にこの病状が発生したということが明らかにになったんですけれども、どういうわけかこれは発表されなかったんです。

次々とございます。その後、チッソは排水口を水俣川に向けて出したために、川の水と一緒に有機水銀の汚染が不知火海全体に広がって対岸にも同じような症状が発生する、こういったことなりました。あとまた皆さんの記録が出ていまして、私が国立国会図書館で検索してもらいましたら実に水俣病だけで目ぼしい本が六十冊以上あるというところでございまして、とてもまだ読み切れておりませんけれども、今言ったようなことが初期に起こっているということでございます。

それで、私最近の東京地裁あるいは新潟地裁それから福岡高裁、こういったところのいろいろな判決、所見が出ておりまして、これを見ますと、一つの政治的な責任ということに東京地裁は言及されておりまして、もちろん国の賠償責任あるいは行政の責任というものについてはそれは認めるといふことにはなっておりませんけれども。

私、では国会ないし政府は何をしたのかという観点から少し調べてみました。それによりまして、昭和三十三年十月に政府は公共用水域の水質の保全に関する法律案、もう一つ工場排水等の規制に関する法律案、この二法案を提出しているんです。これは三十三年十二月二十二日に成立しているんです。これは明らかに水俣病を念頭に置いて提出されたもので、一部修正の上可決されたといふことでございます。この二法案が成立した結果、通産省、それから当時経済企画庁が一本の法律を持っておりましてから経企庁は、水俣に対して何をしたのかということをお伺いしたいんです。

まず通産省にお伺いします。

○説明員(若杉隆平君) 当時、通産産業大臣が主務大臣といたしまして法律の施行の責任を有しておりましたのは、工場排水規制法でございまして。

この法律によりまして、工場排水等を政令で定め、特定施設から排水するときの特定施設の設置あるいはその処理方法を規制するという種類の法律でございまして。この場合、規制対象となり得る特定施設は、先生御指摘のように水質保全法で定め、指定水域に位置し、その排水の水質が水質保全法で定める水質基準に適合すべきものというふうになされていましてございまして。

したがって、工場排水規制法の不知火海岸地域への適用という点につきましては、水質保全法の手続が行われて初めて可能となるということとでございましてけれども、昭和三十四年当時には水質保全法に基づきます指定水域の指定あるいは水質基準の設定というものはなされていなかったこと等がございまして、工場排水規制法に基づく規制も当時は行われていなかった、こういう事情にございまして。

○久保田真苗君 通産省は指定水域の指定がなかったから何にもできないんだという御答弁だと思ふんです。

確かに、この法律はもう昭和四十五年に一本化されて、これは古い法律になっておりますけれども、一応これに目を通してみました。そうしますと、水質保全法の方で指定水域の指定がなければ対策がとれない。そして、その指定水域の指定は政令に委任されているわけです。この政令に委任されているものを、政令に応じて水俣湾ないし不知火海、こういったところを指定水域になぜしなかったのか。昭和三十一年に水俣病の発生が公式に

確認されて、そしてこの法律ができたのが三十三年の十二月なんです。それなのに指定水域に指定しなかったのか、そのことを伺いたいと思います。

○政府委員(眞鍋武紀君) 水質保全行政は、公共用水域の水質の保全に関する法律、いわゆる水質保全法成立当時は先生御指摘のように経済企画庁が所管していたわけでございまして、昭和四十六年に環境庁が発足いたしましたので、そのときに新たな法律でございまして水質汚濁防止法のもとに環境庁がその事務を引き継いだわけでございまして。

お尋ねの当時なぜ指定水域に指定をしなかったかということでございますが、水俣湾を指定水域に指定して水銀について水質基準を設定するということにつきましては、当時といたしましては水俣病の原因物質につきましていろいろの説がございまして、ある種の有機水銀説のほかにセレン説でございましてとかトリウム説等いろいろな説が提唱されていた状況でございまして、いまだ原因物質が確定されていなかったということがあつたわけでございまして。また、この水質保全法は水質保全に関する我が国で初めての法律でございまして、昭和三十四年三月に施行された直後でございまして、新たに規制すべき水域の指定と水質基準の設定につきまして全国的な調査研究を進めている、そういう状況にあつたわけでございまして、当時の状況といたしましては現実にはそういう指定水域を設定することができなかったということとでございまして。そういうことで水俣病の発生なり拡大の防止ということで指定できなかった、こういうことでございまして。

なお、昭和四十三年九月に至りまして厚生省から政府統一見解が発表されまして原因物質が特定をされた、こういうことがございまして、昭和四十四年二月に水俣湾を指定水域に指定いたしました。メチル水銀について水質基準を設定した、こういうことでございまして。

○久保田真苗君 水俣湾一帯の水域の指定ができなかったということについて言えば、やっぱりこ

ここに問題が三つあると思うんです。

その一つは、実際に水域の指定が行われたのは実に昭和四十四年なんです。今おっしゃったように、これは四十四年九月のチッソ水俣工場の排出するメチル水銀化合物が原因と厚生省が公式見解を出したのを待って水域指定がなされたということなんだけれども、実にこの間に十二年四月月がかかっているんです。なぜ公式見解を出すまでに十二年四月月もかかったのか、その理由を改めて伺います。厚生省お願いします。

○説明員(織田肇君) 水俣病の原因につきましては、その発生以来熊本県あるいは国の研究班を通じて非常に長期間にわたって研究されておったわけですが、御承知のようにその原因物質であるのはそれによって起こるメカニズム等非常に複雑なものがございまして、そのような長期間にかかったもの、このように認識しております。

○久保田真苗君 でも、厚生省の食品衛生調査会の水俣食中毒特別部会という特別にこの水俣病関係の部会ができていますね。それがさっき言いましたように水俣病は水俣湾の魚介類の中のある種の有機水銀化合物であると最終答申を出しているんです。そうしたら有機水銀化合物がどこから出たのかということを探知するのは簡単なことだと思いませんか。第一、そのころにももういろいろなヘドロなどのあれをやって排水口の近くが最も濃厚だとあつたんです。それから、この食品衛生調査会の答申が出てから四十三年まで、それでも九年もかかっているんです。これは一体どういうことなんですか。

まず、こういう特別部会が翌日解散させられたというその解散を命じた不可解な理由、それについて伺いたいと思います。厚生省。

○説明員(織田肇君) この食品衛生調査会の水俣食中毒部会はこれは特別部会という位置づけでございまして、一応の医学的結論が得られたことからその目的を達したものと見て解散したものであり、原因物質の発生源でございましてとかあるいは生成過程等の解明までは同部会の性格上審議対象

の限界を超えている、こういうことで、特別部会という性格でございまして目的を達したものと見て解散したものであります。

○久保田真苗君 目的を達したからと。そういうことでしたら、その原因がどこにあるかという探知はすぐに行われたのか。そして、使命を終えたということであれば、その答申以後そんなに時間のかからないうちに厚生省は三十四年、五年のあたりで公式見解を出せば済んだはずなんです。それなのに四十四年まで公式見解を待たなければならなかったというところは全く納得のいかないことなんです。ですから、やっぱり私は厚生省の怠慢と言わなければならぬと思うんですけれども、どうか責任のある御答弁をなさっていただきたいと思ひます。

○説明員(織田肇君) その後、三十四年の十一月からは水俣病の調査対策の窓口を厚生省から経済企画庁へ移管しておりました。ここで総合的な研究が続けられたわけでありまして、熊本大学の研究班を中心として献身的な努力が続けられておりました。研究の進捗状況から判断しますと、昭和四十三年九月の公式見解発表の時期にようやく種々の研究結果を踏まえて水俣病の原因が判明したものでございまして、以上でございます。

○久保田真苗君 大臣、どうお思いになりますか。そのときに答申があつて有機水銀化合物が原因だと言つていながら、どこかの役所が、多分厚生省が、なぜ公式見解をその後比較的短期間のうちにだせなかつたのか不思議だとは思ひになります。なぜ九年も待たなければならなかつたのか。ということとは、つまり指定水域に指定された条件がないというふうに通産省が見たということになるわけですか。なぜあれだけの騒ぎを起こした水俣病の水域について指定ができなかつたのか。これは実に不思議なことだと思ひになります。

○政府委員(柳沢健一郎君) ただいま先生から水俣病のいわば歴史につきましていろいろお述べいただいたわけでございますけれども、実は昨年の十一月二十六日に中央公害対策審議会の方から水俣病の今後の対策のあり方に対しての答申をいただいたわけでございます。その中におきましても、「結果として当時の環境保健行政等が国民の期待に十分にこたえられず、そのことが今日の水俣病問題が残されている一要因となつてゐることも事実であり、このような経過も勘案すれば、行政としては前述の対策、これは審議会の中でも述べられている総合対策でございますけれども、「前述の対策の実施が求められてゐる」といふべきである。そのような答申をいただいたわけでございます。

私ももうこういつたような答申も踏まえまして、今後水俣病の対策につきましてより一層力を入れてまいりたいと考えております。

○久保田真苗君 一足飛びに去年の話になつてしまいましたね。私がこんな古いことをなぜ問題にしているかといふと、やっぱりその当時のことがひつかかつて、そして争いがあるわけなんです。そして、それについて司法の判断というものもそれぞれに多少違つてゐるけれども、その結果としてやっぱり解決の責任は国にも県にもあるんだ、あるいは和解のテーブルに着くことを期待するといふふうに出てゐるんです。

こうやつていろいろ見ますと、要するに立法がなかつたから当初規制する権限がなかつた。そういうふうになつて、そして次には、立法をしたらその法律で指定水域あるいは水質基準というものが設けられて、しかし指定は政令に委任されたといふこと。そしてその政令の委任による指定はなされなかつたといふこと。そしてなされなかつた理由は厚生省の公式見解がおくれだといふこと。そして厚生省は、食品衛生調査会の食中毒部会の答申に出てゐるけれども、その結果は経済企画庁に渡したんだといふこと。そしてまた初めのところへ、この法律は経済企画庁が持つていて指定水域をしなかつたんだといふそこへ輪をかい

て戻つてくるんです。こういう状態です。

これは環境庁に伺うんですが、もしかしらこの当時の水質保全法に施行規則のようなものがあるって、指定水域について枠をはめていたんじゃないかという疑問を私は持つんですが、この点はどうですか。

○政府委員(眞鍋武紀君) この法律の施行の前提といたしまして調査基本計画の策定ということがございまして、これについて経済企画庁におきましては全力を挙げてやつておたわけでございます。具体的に申し上げますと、昭和三十四年度の調査水域といたしまして石狩川と江戸川等の六水域が調査水域となることになつておたわけでございます。昭和三十四年の六月に水質審議会が決定をされて、これに基づきまして経済企画庁では水域調査を実施してゐたといふことでございます。

水俣湾につきましては、水俣病の問題が重大視されたといふふうなことを背景といたしまして、昭和三十五年二月の水質審議会におきまして昭和三十四年度の調査水域として追加することになつたわけでございます。さらに三十五年度においても継続して調査をするといふふうなことで、したがひまして三十四、三十五年でその調査が行われたといふことでございます。

○久保田真苗君 三つ目の問題として考えられることは、私はやっぱり国会にも責任があつたといふふうにおもひます。

それは、あれだけ水俣湾の汚染がひどくなつて魚介類が疑われていたにもかかわらず法が適用されない。結局、政令に水域の指定を委任して、そして指定されなかつたから何の対策もとられなかつたといふこういうざる法をつくられた立法府の責任も問われるべきだと私は思ひます。もしかしたら、東京地裁の判断で国や県には政治的責任はあるといふ表現になつてゐるところは、それははっきり言わなければならぬ法律をこのようになつてつくつた国会そして内閣、そのあたりに政治責任があると言つてゐるのではないかと私は思ひます。

少しはよりましけれども、私はいろいろ考えまして、ではそのとき社会党はどうだったのかというのを思い出しました。それで古い文書をたぐってみまして、社会党からは昭和三十三年十月に政府提案の対案として水質汚濁防止法案が提出されているんです。

その骨子は、国家行政組織法三条二項に基づいて水質汚濁防止委員会を設置するという事になっています。確かに三条委員会をつくることは非常に難しい。難しいというのを仮に欠点と見るならば難しいでしょう。しかし、そのかわり強力な権限を与えなければならぬということ、内容的にどんなことが出ているかといえます。水質の清浄を確保する必要がある水域を指定する。委員会は許容基準を定める。工場等の廃液等の汚濁許容基準を指示し、工場等は基準を超えた廃液を出してはいけない。委員会が工場に除害施設の設置を命ずること、また事業の一部または全部の停止を命ずることができる。そして委員会は行政庁に対して必要な措置を請求できるというふうになっています。

この内容を今振り返ってみますと、もう現在では常識だと思われる内容だと思ふんです。しかし、そのときにはこれは審議未了になりました。そして、政府案の一部を修正するという形でこれは撤回になっているんです。ですから、私もこの社会党案が成立していたら被害は多分何分の一かで済んだんじゃないか、そういうふうにも思われて残念でならないわけでして、野党側が対案を出したときにはひとつ十分の御注意を払っていただきたというところをお願いしたいと思うわけでございます。

それで、そうではあるけれども結果的にはざる法ができた。そして水域の指定は昭和四十四年まで、法が施行されて実に十年を待たなければならなかった。このことについてやっぱり国会にも責任があり、そして政令を何とかしなかったということにおいては内閣、行政府に法的責任がないと

は言い切れないんじゃないかと私は思ふんです。大臣はその当時国会にはいらつしやらなかったんじゃないかと思ひますけれども、同じこの国会に籍を置く方として大臣はどういうふうにお考えになりますでしょうか、御所見をお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(中村正三郎君) 私は、もちろんその当時衆議院議員でございまして一民間人でございまして、当時のことはよく存じません。ただ、テレビ等で非常に悲惨な、猫がはねるさまだとか体の不自由な方を見まして、大変なことが起こっているなというところを感じたことはよく覚えております。

それで、ただ私はあの当時鉄鋼会社に勤めたりいろいろな会社をやっていたりしましたので、そのときの感じで申しますと、大変公害というものに国民全体が無知の時代であったと思ひます。と申しますのは、私は自動車の部品の工場なんかをやっていたんですが、メッキに携わっている方に鼻に、鼻隔に穴があいてちやうどですね。ところが鼻隔に穴があかない者はこれは一人前じゃないというところ、おれは穴があいたといつて、一人前だと言っている。それから、溶接をされる方はほとんどの方が年をとられると目が悪くなる。それが当たり前のような時代であった。大変な時代であったと思ひます。

その中で、なかなか予知できないことにいろいろ対応したんだけど、さつきうちの局長が御答弁申し上げましたように、一応中公審の答申でも敏速に対応して国民の期待にこたえられなかったというところはやはりぬぐい去れないところではないかと思ひます。今、こんなことは起こるわけでもないんですが、起こったことについては十分反省をしていかなければいけないことであつたらうと思つております。

○久保田真苗君 それで、裁判所の判決が幾つか出ましたですね。平成二年の九月から十一月にかけて裁判所の和解勧告が相次いで出されているんです。東京地裁、熊本地裁、福岡地裁、福岡高裁、

京都地裁とございます。

福岡高裁は昨年八月七日の所見で、行政上の水俣病とは別に和解救済上の水俣病という言葉を使つて救済の意思を示しておりますし、また九月十一日の所見では、国に解決責任があるとしております。十月十二日には、和解勧告の中で、一定の要件を充足する場合には作為義務が生じ、その不行使は違法との判例が定着しつつある。つまり、昭和三十一年の水俣病公式確認から昭和四十三年のメチル水銀化合物が原因との公式見解が出るまでの十二年間、行政が何にもしなかったことに対する責任に触れて、早期解決のため国の和解への参加を求めていると思ひます。

また、東京地裁は平成二年九月二十八日の和解勧告の中で、「歴史上類例のない規模の公害事件が公式発見後三十四年以上が経過してなお未解決であることは誠に悲しむべきことであり」というふうに述べています。これはこの委員会でも何人かの議員が私と同じようにこの問題を取り上げたことによつても、いかにこういつたことが今再び私どもの脳裏によみがえつてきているか、そしてここで何とかしたいという皆様の御意思があるものだと思ひます。

さらに、国の公的責任を東京地裁の判決では認めなかつたんですね。しかし、四つばかり問題点を挙げておりまして国の行政指導の不備を指摘している。特にチツソに対する行政指導面では悔いが残る。適切な指導があれば被害拡大をかなり防止できたのではないかと述べている。二番目には、認定について、高い可能性がなくとも相当程度の可能性があればチツソの賠償責任は認められると国の認定基準を批判しているというところがございます。三番目に、今私が長く言葉を使つて申し上げました国や県には政治的責任があるという見解を述べているわけです。そして四番目に、国に和解協議への出席を再度促している。こういうことでございます。

でございますから、大臣が今言われましたように、もろもろの過去のお互いの不行き届き、国の

中には国会、内閣と二つの機関があることは当然です。内閣を助けていく行政のもろもろのプラチナがあるということでございすけれども、特にこういつた政治的責任という点について、大臣は私とは違ふふうにお考えになりますでしょうか、政治的責任をどういうふうに受けとめておられるか、大臣のお言葉でおっしゃっていただきたいと思います。

○委員長(洲上貞雄君) 先ほどの中村環境庁長官の発言の中に不穏当と思われる言辭があつたように思ひますので、理事会において速記録を調査の上、適当な処置をとらせていただきます。

○国務大臣(中村正三郎君) よろしくお願ひします。

今の御質問でありますけれども、裁判所が水俣病問題の早期解決に向けて国には解決責任があるとし、あるいは政治的責任があるとしているわけでありすけれども、また一方、発生及び拡大に関しては賠償の責任はない、こうしているわけでありす。でありますから、損害賠償責任とは異なつて、国、県がそれぞれの立場で本件の解決のための最大限の努力をする責務があるという趣旨に解しております。

環境庁といたしましては、その判決の趣旨に従つて、総合対策というふうなことも四年度から始めさせていたことと、適切な行政施策の推進に努力することによつてその責務を果たしていく、こういうふうな受けとめさせていただいてるわけでありす。

○久保田真苗君 厚生省に伺いたいんですが、新三種混合ワクチンの被害認定。

新聞報道ですけれども、これによりますと公衆衛生審議会予防接種健康被害認定部会が、MMR、つまり新三種混合ワクチンの接種から子供が十八日後に発熱といれん症状を起こして意識不明となり入院。脳に節ができるらしい症候群と診断されて四十八日後に死亡した。この例について、この部会はMMRとの因果関係ははっきりしないが全く関係がないとの証明もできないため、幅広

く救済するとの建前から認定することに決めたというふうに報ぜられていました。

私、実はこれを少し調べたいと思って資料をお願いしたんですけれども、個人情報だからお出しできないと言われました。それで、この部会決定の概略、特にMMRと死亡との因果関係、それをどう取り扱ったかということについて御説明をお願いします。

○説明員(増宣道君) MMR死亡事故の認定ということに関しまして、因果関係に至る事実関係というところでございます。

三月二十五日に開催された公衆衛生審議会の予防接種健康被害認定部会におきまして、平成三年三月に、麻疹・おたふく風邪・風疹混合ワクチン、MMRワクチンの予防接種を受けて、その副反応によって死亡した事例が予防接種の健康被害として認定されたわけでございます。予防接種を受けた者の中には、医師などに過失がない場合においても、極めてまれではございますが不可避的に重篤な副反応が見られます。死亡等の重大な健康被害を生ずる場合がございます。このような予防接種による健康被害を受けた者に対して、国家補償の精神に基づきまして救済を行うために予防接種健康被害救済制度に基づいて医療手当等を支給することとなっております。

本制度におきまして因果関係の立証の程度につきましてでございますが、予防接種の副反応の態様は予防接種の種類によって多種多様であり、当該予防接種との因果関係について完全な医学的証明を求めることは事実的に不可能な場合があるもので、因果関係の判定は特定の事実が特定の結果を予測し得る蓋然性を証明することによって足りるというような伝染病予防調査会の答申がございまして、今回のケースにつきましてもこのような本制度の趣旨のつとめ認定を行ったものでござい

ます。

以上でございます。

○久保田真苗君 環境庁長官、同じ政府のやることでございますから、やっぱり相当程度の蓋然性

が認められるということで今までおとりになってきたこの認定制度、これが非常に厳しい。今までは当初の四十六年の事務次官通達、これでは要するに四肢の感覚の麻痺のある者というふうなことで認められるという通達であったんですけれども、その後のいろいろな認定が、一つの感覚障害と他の症状との組み合わせを重視するということが非常に厳しくなつたんですね。

そういうことが今続いているわけなので、私としてはこの認定制度についてやはり相当程度の蓋然性を認めるというふうな、幅広く救済するという行政のあり方、当初のやり方にひとつ戻っていただきたい、そういう整合性のある認定をしていただきたいと思うんですけれども、長官はどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(柳沢健一郎君) 今、先生御指摘の件は、昭和四十六年の次官通知と昭和五十二年の部長通知を比較して、昭和五十二年の部長通知が厳しくなつたのではないかと、そういう御指摘だろうと存じます。

昭和五十二年の部長通知というのは、医学的に水俣病と認められる範囲をその後の医学的な知見の進展も踏まえまして具体的に明らかにしたものでございまして、次官通知を厳しくしたというものではございません。現にこれにつきましましては、先ほどお話ございました先般の東京地裁の判決におきましても、裁判所の理解をいただいているというところでございます。

現在の判断条件、これは医学的に水俣病と診断できるものを幅広く水俣病として認定する基準というところで私ども運用いたしておりますけれども、これは再々申し上げるところでございまして、ほかの疾患と区別できるかできないかのぎりぎりのところまで水俣病として認定している。現に今まで二千九百四十二名の方々の水俣病認定を行ってきたわけでございますけれども、水俣病であるとかあるいは水俣病の可能性があるという方々はその中の四割弱でございまして、六割の方は水俣病の可能性が否定し切れない。そういう

方々を水俣病であるというふうに認定しているところでございまして。その辺のところにつきましまして、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○久保田真苗君 裁判所の判決はいろいろございましてけれども、認定制度の厳しさというものの批判的な見解が多いと私は思います。

あと二つ三つ具体的なことを伺いたいんです。今回総合対策が新しくなつたんですが、この中で総合対策に若干の前進があるということは私も認めるんですけれども、その中でやはり根本的な解決にはまだまだ遠いと思う点がございまして。総合対策の中心に医療事業というのがあるんですね。それで、これは療養費と療養手当から成り立っているわけですね。療養費は現在行われている特別医療制度、つまり社会保険の自己負担分を肩がわりしようという制度と同じものなんです。現在こ

ちの方々の特医制度では二千五百八十二人が適用を受けているそうなんですけれども、この制度の運用について、水俣病の認定の再申請をする、そういう方があるわけですね。そうすると、この特医の適用を外すということなんです。これはなぜなんですか。

○政府委員(柳沢健一郎君) ただいまお話ございました特別医療事業でございまして、これは水俣病とは認められないものの一定の神経症状を有する方々につきましましてその症状の原因説明を図る、そういう目的でもって、さらにまた認定制度の円滑な運用にも資するということをも目的といたします事業でございまして。

こういうようなところから、みずから水俣病と考える方々はこれは公健法の認定申請の方を選択するというそういう仕組みになっているわけでございますので、この原因者負担を基礎とする公健法と、それから公健法の円滑な施行や一定の症状の原因説明という公的目的に立つ公費負担医療との関係、この辺につきましまして整理を行ったということでございまして。

○久保田真苗君 だから、結局再申請をするこの特医の適用が打ち切られるわけですね。大臣、

この点なんです。結局環境庁の態度は、健保の自己負担分を出してやるから認定の再申請をすると言っているのと同じなんです。これはすごいプレッシャーです。そして、もし再申請をするんだつたらじゃこっちは打ち切りますと。これはもう患者にとっては、再申請はしたい、自分は本当に水俣病だと思う。特医事業を受けて、療養を受けながら再申請をした方がいいじゃないですか。その結論も出ないうちにどうしてこれを打ち切るんですか。

大臣、これは私は非常に不当だと思います。行政の取るべき態度じゃないんじゃないかと思ひますけれども、どうですか。

○政府委員(柳沢健一郎君) 再々申し上げる形になりますけれども、公健法とそれから公健法の円滑な施行のために一定の症状の方々の原因説明をするという、そういう目的がそれぞれ異なるというところでございまして関係の整理を行ったということで御理解をいただきたいと思います。

○久保田真苗君 何度おっしゃっても一般国民にはこれは適用しない理屈です。つまり療養を、医療ですよ、これは。医療を受ければ再申請をするなど。おかしい話です。その再申請で原因を求めている患者の状況は、医療が必要でないというふうな状況じゃないんです。私はこんなことは官僚の勝手だと思ひます。私は、これは大臣がこういうことをお聞きになつていたんじゃないや大臣の名前はとも上がらないと思ひます。

新しい医療事業ではどうなんですか。今度の総合対策の方の認定再申請者にもこれを適用すべきだと思ひますけれども、どうですか。

○政府委員(柳沢健一郎君) これから実施いたそうとしております総合対策におきましては医療事業があるわけでございまして、これにつきましては、関係県、具体的には熊本県、鹿児島県、新潟県等々具体的な実施方法を現在協議中でございまして。早急に結論を得て実施できるように努力してまいりたいと存じます。

○久保田真苗君 もし今度も再申請者に医療事業

を及ぼさないというのであれば、一体何のために総合医療対策ということで地域一般の人を対象にして健康管理をしていく、それから医療のための事業もやっていくという意味があるんでしようか。大臣、どうお思いになりますか。また再申請をするとの医療の対象から外すんでしようか、本大臣にお願ひしているんです。大臣に答えていただきます。

○国務大臣(中村正三郎君) 今部長がお答えしたとおりでございます。

○久保田真苗君 大臣、水俣病はやっぱり国にいろんな責任があるということなんだと思うんです。それでこういう中公審の答申の中にも認定再申請者を外せなどとは書いていないわけですよ。今回の総合対策は地域における健康上の問題の軽減、解消を図る、そういう目的なんです。それなら、認定再申請者にも適用をしていくということが目的に沿うとはお考えになりませんか。

○政府委員(柳沢健一郎君) 今回の総合対策につきましては、現在最終的な段階に来つつあるのをごさいますけれども、関係県との協議を進めてまいっているところでございますので、その協議を経て実施してまいりたいと考えております。

○久保田真苗君 どういうふうに協議をしていらつしやるわけですか。

○政府委員(柳沢健一郎君) 関係県の意向等も踏まえて、円滑な総合対策を実施したいというところでございまして、協議を進めているところでござい

○久保田真苗君 この再申請者について、医療を適用するかしないかというふうなことも協議の事項に入っているわけですか。

○政府委員(柳沢健一郎君) 入っております。

○久保田真苗君 そして、それは今回の新しい総合対策に沿ったような方向に持っていくというふうな中公審は考えているとお思いになりますか。

○政府委員(柳沢健一郎君) 中公審の意向というところにつきましては具体的に述べられていない

ところでございすけれども、関係県が実施主体になるわけでございますので、私どもは関係県と十分にすり合わせをして詰めたというふうにごさいます。

○久保田真苗君 今後、環境庁の環境行政がいろいろな面で対象になり、法制整備ということもあるんでしようけれども、こういう足元の、これ三十四年目ですけれども、なおかつ四十年もかかるというふうな状態に持っていけるのかは私は環境行政そのものを疑わざるを得ません。

もう一つ伺います。この特医制度ですけれども、熊本、鹿児島両県にのみ適用され、新潟県に適用されない。これは不当だと思ひます。今回の新しい総合対策は新潟県の人々も適用してほしいと思ひますけれども、新潟県の人への適用は考えていますか。

○政府委員(柳沢健一郎君) 新潟県におきましては、基本的には仰せのとおり事業の実施を予定しているところでございす。

ただし、中公審答申でも指摘されているところございすけれども、阿賀野川流域におきましては、メチル水銀暴露の状況等水俣湾周辺とはさまたまな状況の違いがあるということも事実でございます。実情に合った取り扱いをしていく必要があるというふうにも考えており、これらの点を踏まえた具体的な取り扱いを現在新潟県と協議中

○久保田真苗君 ちょっと御答弁がわかりにくかつたのですけれども、新潟県の人々に適用することを検討しているというお返事と見てよろしいですか。

○政府委員(柳沢健一郎君) 基本的には事業の実施を予定しているところでございす。

○久保田真苗君 大臣、これは実施していただければいいんですが、大臣もそのようにお考えでしようか。

○国務大臣(中村正三郎君) そのとおりでございます。今部長が答弁したとおりでございます。

○久保田真苗君 済みません、アレンジが悪くて

ちよつと残つてしまつたんですけれども、大臣、さつきの和解の問題で必ずしも最後まで御答弁いただいていないんですけれども、ぼつぼつこれは考えていただきたい、もうこれだけ裁判所の勧告的な意見が出ておりますので、どうでしょう。こういうものをいつまでも引きずっていくというところでなく、やっぱり世界の環境問題にこれから取り組もうという環境庁ですから、自分の国の国民を大事にしてほしい。まず自分の国民の一番苦しんでいるところを早く解決してあげよう、そういうお気持ちでこの問題はぜひお考えいただきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(中村正三郎君) 和解ということになりますと、私は法律の専門家ではございせんけれども、ちよつと考えてみまして、国民に害を与える何らかの原因があつて害を与えられた人がいたという場合に、その害を受けた人に国が補償する。すなわち、国民全体で補償する、どこまでやるかという大変基本的な行政のあり方の問題が出てくると思ひます。

ですから、そういう中でどこまでできるのかというところで、昨年来、私就任いたしましたから財政当局に必死で交渉いたしました、限界ぎりぎり踏み出すぐらいのことをやらなさいといふかぬというところで総合対策の予算獲得の交渉に当たりました。そして御理解をいただいて一歩踏み出したという格好で総合対策をやらせていただいているわけでありす。なかなか行政の取り組み方としては限界があるかと思ひます。先生も行政御出身でございす。というような素人なりに考えを持っております。

そのような中で、私どもとしては許された範囲内で最善の努力をして、解決に向けて努力をするのが我々の責務であらうというふうにごさいます。

○久保田真苗君 考え方としては今回の総合対策で一歩を踏み出していただいていると思ひます。思ひますから、やっぱりここはもう国民も国会議員も、それからいろいろな言論界も、このことに

ついでには早く解決をと。そうしないと、本当に後ろめたくて地球環境どころの話じゃないんです。そのところをひとつぜひお考えいただきたい。一歩踏み出したものは二歩、三歩と踏み出していただくことを切にお願ひしまして、私の質問を終わります。

○大島慶久君 今回改正しようとしております法律案について、数点にわたる質問をさせていだきたいて存じます。どうぞ簡潔明瞭な御答弁をお願ひしておきたいと存じます。

本年は六月にブラジルにおいて環境と開発に関する国際会議が開催される重要な年でありす。この会議に先立ち、先日、東京で地球環境賢人会議が開催され、地球環境と開発のための資金に関する東京宣言が採択されたところであります。この中で、日本は、国内環境の改善と前例のない経済成長とを両立させたという特筆すべき実績を有してあり、環境と開発に関する国際会議いわゆる地球サミットにおいて、他の先進諸国とともにそのリーダーシップを発揮するよう求められているところであります。

こうした国内にとどまらない国際的な環境問題に対する取り組みへの要請に対して、我が国としては環境政策の一層の強化を図っていく必要がある、そういう意味において、環境庁を初めとする関係行政機関の取り組みに加えて、公共的な性格を持ち、効率的な事業の推進を行おうとする特殊法人の活用も重要と考えております。

公害防止事業団は、高度経済成長期における深刻な産業公害に対応するため、昭和四十年に産業公害の防止対策にかかわる助成を目的として設立され、その後昭和六十二年に、産業公害のみならず大都市部における窒素酸化物等による大気汚染、生活排水による水質汚濁等の都市・生活型公害の防止対策にも対応する事業を追加し、公害防止対策上の金融、技術面の専門的助成機関として環境行政の推進に貢献してきたと承知をいたしております。このような環境行政をめぐる背景やこれまでの事業団のたどってきた経緯を踏まえて今

回制度改正を行おうとされていると思うわけであります。

そこで、まずお尋ねをいたします。今回の事業団法改正の趣旨は何なのか、また事業団の基本的性格はどう変化をしていくのか、お尋ねしたいと思います。

○政府委員(八木橋博夫君) 先生ただいま御指摘になりましたように、公害防止事業団は昭和四十年に設立されて以来、産業公害対策への助成措置を行うというところによりまして産業公害対策を中心にしてきたところでございます。その後、公害の態様の変化に伴いまして、これまで御指摘のように、大気汚染等の都市公害、また生活型公害にも対応するようにしてまいりましたところでございます。このように時代の変遷とともに環境問題をめぐる課題というものは変わってきております。公害防止事業団は、そういった環境問題の変化に的確に対応していかなければならないというのが常に私どもの問題意識であるわけでございます。

そういうことから見ますと、最近の環境問題は、従来の公害対策といった臨床的な、また受け身の対応から、やはり自然との触れ合いの問題でございまして、か地球環境問題といったような大きな広がりを見せているというところは否定し切れない事実。これも先生御指摘になりましたように、今UNCEDで議論されているというところなど、まさに典型的に象徴されているところであるわけでございます。そういったような問題の変化に対応して、特殊法人としての公害防止事業団はいかにあるべきかということに今回の改正の動機はあるわけでございます。

具体的に申しますと、産業廃棄物の適正処理を促進するための事業の展開、また地下水の汚染防止等に対する融資といったような公害防止関係事業におきまして従来抜けていたもの、しかも最近において大きい問題になっているような事例に的確に対応すると同時に、自然公園の適正利用の推進、地球環境問題への対応といったような公害防

止の観点から、環境問題そのもののへのアプローチを含めて今回は御提案申し上げている次第でございます。

そういう意味から申し上げますと、事業団の基本的な性格につきましても、単なる公害防止ということから範囲を一步広げまして、広く環境行政の推進に寄与するというような意味合いも含まれおるわけでございまして、そういうことから環境事業団というような名称変更もお願いしているところでございます。

○大島慶久君 今回の制度改正では、公害防止事業団から環境事業団に改組し、公害防止だけではなく自然環境の保護及び整備に関する業務に正面から取り組むこととし、公害防止と自然環境保全をあわせて推進していくことになるということですが、まず自然環境保全関係の新規業務について質問をいたします。

昭和六十二年の制度改正の際、国立・国定公園内の過度の利用の集中に伴う公害の防止のための事業として国立・国定公園施設建設事業が追加されたことと承知をいたしております。この事業は、国立・国定公園の一部地域に利用者が集中する傾向があることから、自然公園内の湖沼や河川等の汚濁や生態系の改変が問題となり、このような利用の過度の集中を緩和するため自然公園法に定める施設、例えば園地、野営場、宿舎などを建設し利用の分散を図るものと聞いております。今回新規業務として国立・国定公園施設建設地区整備事業を追加し、現行の国立・国定公園施設建設事業を廃止することとしておりますが、本業務の新設理由は何かをお尋ねをしておきたいと思っております。

また、近年、余暇の増大を背景に国民と自然との触れ合いを求めるニーズが高まりつつあることとして、各地でリゾート開発が進められていることは周知のとおりであります。一部地域においてリゾート開発の名のもとに無秩序な開発が行われ、自然環境の破壊という事態が起きていることは事実でございます。今回事業団が国立・国定公園の集約施設地区内で行おうとしている新規事業で

は、自然を保護しながら適切な利用を進めるといふ目的のもとに利用施設を一体的に整備することとありますが、本事業が自然破壊をもたらすことはないのか、お尋ねしておきたいと思っております。

○政府委員(伊藤卓雄君) ただいまお尋ねの新しい業務に關してでございますけれども、現四号業務についての経緯は先生御指摘のとおりでございます。

現行法では一応公害要件というものがございまして、そういったところではなかなか実効面でも難しい問題を生じておる。しかし、私どもとしてはそれなりにその趣旨に照らしまして現実には集約施設地区を中心に六事業を既に実行してきておるところでございます。そういった経験からいたしまして、さらに新しい環境行政の動きの中で考えてみましても、かなうことならば自然環境の保全といったようなものを大きくとらえまして新しい事業をぜひ進めたいというのが私どもの考えでございますし、また現実の事業を行いたいと言ってくる自治体等の希望でもございます。

今回の事業として、事業の場所を集約施設地区というふうに明定いたすわけでございまして、この集約施設地区というものは、そもそも私どもが公園を適正に利用する上で公園計画に基づいてきちんとしていくといったような地域でございまして、そういった中でなおかつ従来のいろいろな事情から、特に資金不足等から整備の不足している地域というふうに限定されてまいりますけれども、そういったところを中心に行っていくということでございます。基本的には公園計画がかかってくる。したがって、自然破壊につながることはないと考えておるわけでございまして。

この新事業につきましましては、そういう集約施設地区において従来のような資金不足で余り整備が進まないという状態に置いておきますと、いわゆるそこを中心とした無秩序な利用が出てくるし、あるいは一方積極的な意味での利用促進、自然に

親しみそこでなければ体験できないといったような自然公園本来の利用の促進もかなわないといったようなことでございまして、そういったこともこの新業務によつて進められることになるというふうに考えております。

こういった新しいことに低利の財投を導入し、またこの事業団が公的な能力、ノウハウ等を用いてやるという意味において、民間ベースではなかなかできない保全事業、きめ細かな事業もできるというふうに考えております。特に自治体におきましては、仮に私どもが用いております補助金制度を使ってもそういう細かいところまでなかなか行き届かないということでございますので、こういった私どもの考え方がよく理解できる事業団を活用していくということが非常に有効ではないかというふうに考えておるわけでございます。

重ねてになりますが、私どもも、そもそも環境を目的とする本事業団が仕事をやるわけでございまして、法律的に言いますと、公園計画に基づいて事業としても公園事業として認可されて、環境庁との連携のもとにやっていくという意味でございまして、当然のことながら自然環境への悪影響を与えないようにしなければならぬと考へております。事業実施に当たりましては、あらかじめ影響調査等をやることはもちろん、設計、工法等についても十分配慮するように指導していくこととしております。

○大島慶久君 我が国の経済規模の拡大や産業活動の活性化等により、産業廃棄物の発生量は増大しております。これら産業廃棄物を適正に処理するための最終処分場の施設の建設は、用地難や周囲住民から迷惑施設として受け取られることなどにより困難となりつつあります。先ごろ公表されました厚生白書によれば、産業廃棄物の最終処分場の残余容量は全国平均で一・五年分と推定されておりますが、大都市部ではさらに深刻な事態に至っております。

産業廃棄物の最終処分場について、一部悪質な業者のケースはありましようが、周辺の環境の保

全に配慮しないまま建設工事を進め自然環境を損なうてしまったケース、あるいは最終処分場の構造上の欠陥、また産業廃棄物の不適正処理による汚水の垂れ流し等の環境汚染を生じたケースなどがマスコミでも大きく取り上げられ、社会問題化していることを背景に、最終処分場の設置に対して周辺住民は往々にして不安感あるいは不信感を抱き、迷惑施設として受けとめてしまうことが問題であります。

そこでお尋ねをするわけでございますが、事業団は産業廃棄物処理施設の建設譲渡事業の実施に当たってどのような環境保全上の配慮を行うのか、また事業団が事業主体になれば地元理解を得やすくなるのか、お尋ねしておきたいと思っております。

○政府委員（八木橋博夫君） ただいま先生御指摘のように、産業廃棄物最終処理施設の立地難という状況は、まさに先生が御指摘になったようなところにその基本的な原因はあろうかと思われるわけでございます。

この点に關しまして事業団について見ますと、この事業団は昭和四十年に設立されて以来、企業団地や緩衝緑地等数多くの建設事業を周辺環境の保全に十分配慮しながら、地元住民の理解を得て実施してきたという実績を有しているわけでございます。また、今回新たにこの産業廃棄物の最終処分場の建設譲渡事業に取り組むに当たりまして、この事業とあわせて周辺環境の保全を図るために、その周辺また跡地に都市公園となる緑地を設置する事業も同時に行うことができるように事業自体の特色を持たせたということが一つございいます。

そのほか事業団は、その事業実施計画をつくる際に関係地方公共団体と協議、調整するということとが法律上の要件になっているところでございまして、事業計画の早い段階から地元の地方公共団体と密接な連携、協力を図って周辺環境の保全に万全を期していくことが当然のこととなるわけでございます。そこで事業の実施に当たって

は地元の理解を得て進めることができると思っておりますと同時に、またそのようにしながら事業を進めるべきであるというぐあいに考えている次第でございます。

○大島慶久君 最近では地下水がトリクロロエチレンなどの有害物質により汚染され、住民の健康に直接かかわる問題として国民の関心が高まっております。地下水の汚染防止対策、実際に汚染が生じた場合の浄化対策が重要な課題となっております。地下水は一度汚染されるとその回復が容易ではなく、また井戸水を飲用している場合もありますので、万が一汚染が生じた場合は住民の健康を守るために速やかにかつ効果的に対策が講じられる必要があります。

そこで、以下地下水汚染対策の推進に一層力を入れるべきとの観点から質問いたしたいと思っております。

全国的な地下水の汚染状況はどうなっているのか、また汚染が生じる原因は主として何なのか。地下水汚染対策事業に対する融資制度は地下水対策全体の中でどのように位置づけられているのか、また融資対象としてどんな対策を推定されているのか、お尋ねをしたいと思います。

○政府委員（眞鍋武紀君） 地下水の汚染状況とその原因につきましてはお答えを申し上げます。

水質汚濁防止法の第十五条に基づきまして都道府県知事が調査を実施しているわけでございまして、平成二年度の地下水の水質測定結果によりまして、概況調査の結果、トリクロロエチレン等について評価基準等を超過した井戸が見られたわけでございます。特にトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンにつきましては評価基準を超える井戸が相当数あったわけでございます。超過率で申し上げますと、トリクロロエチレンで〇・八％、五千八百七十七本調査をいたしました四十四本の井戸がこの基準を超過しておったということでございまして、同じように、テトラクロロエチレンにつきましては、超過率が一・四％ということでございます。五千八百七十七本の調査を行った中で七十

九本が基準を超過しておった、こういう状況でございまして。

原因でございますが、このトリクロロエチレン等によりまして地下水の汚染は、かつてトリクロロエチレン等が金属洗浄等の溶剤として多方面で使われていたということもございまして、排水等の地下浸透でございまして、あるいは廃棄物の不適正な保管等が原因となつて主に引き起こされてきたものというふうな考えられるわけでございます。このため平成元年の十月に水質汚濁防止法を改正いたしました。これらの有害物質を含む水の地下浸透の禁止措置を講じまして、地下水汚染の未然防止に努めているところでございます。

○政府委員（八木橋博夫君） 事業団が今回導入しようとしております地下水汚染対策事業に対する融資でございますが、これはただいま水質保全局長からお答え申し上げましたように、我が国における地下水汚染の現状にかんがみまして、地方公共団体によるところの事業者に対する行政指導等と相まって、事業者の地下水汚染防止対策事業への取り組みを促進させようということを目的としたものでございます。この制度の活用によりまして、地下水汚染の拡大防止また浄化対策が進められ、行政の監視また規制といったような未然防止策とともに、地下水質の保全に寄与するということを期待しているものでございます。

次に、融資対象事業でございますが、汚染された地下水の拡散を防止するために、水ガラス等の地盤の凝固剤を注入し地下水の流れを遮断するといったような遮水事業、また地下水を揚水しして、曝気処理また活性炭処理によりまして有害物質を除去する事業といったようなものを対象にすることを想定しているわけでございます。

○委員長（洲上貞雄君） 速記をとめてください。

（速記中止）

○委員長（洲上貞雄君） 速記を起してください。

○大島慶久君 さきに述べましたように、本年は

六月にブラジルにおいて地球サミットが開催されます重要な年であり、先日の地球環境賢人会議においても、日本に対し地球サミットにおけるリーダーシップが強く求められたところであります。発展途上国においては経済開発や人口の都市への集中等に伴い、かつて先進国で発生したような公害問題や自然破壊が顕在化しております。このような問題に対し、日本を初めとして先進国は積極的に貢献していく責務を有しているわけであります。

特に我が国は環境対策等の分野において貴重な経験と技術力を有しており、資金、技術、人材の面で積極的な支援と協力を行うことが求められております。今回追加されます新規業務として、事業団が昭和四十年の設立以来、公害防止事業を中心に蓄積してきた情報、ノウハウ、あるいはこれから新事業を通じて蓄積していく情報、ノウハウの中で発展途上地域の公害防止対策等に役立つものを提供する事業があります。まことに時宜を得たものと考えます。

そこで、環境庁は開発途上地域への技術協力について、事業団の活用を含めて一層強化していくべきと考えますが、長官の御所見をお伺いしたいと存じます。

○国務大臣（中村正三郎君） 委員御指摘のように、ことし六月にサミットが開かれる。それに向かつて今いろいろな準備会合が開かれておりますが、このサミットにおいても一つの大きな問題になってまいります。これからの地球規模の環境保全を図る場合に、その技術と資金というようなものをどうやって発展途上国に渡していくのかということが大きな一つの検討課題になっております。そのために、この間日本で竹下元総理、海部前総理、経団連会長がホストをしまして賢人会議も開かれました。そこで提言もなされました。

そういう中で、そういう時代に向かつての私どもの取り組みということを考えていかなきゃいけないわけであります。今回のこの事業団法の改正の中で技術協力、技術の問題に対して今まで蓄

積してきた技術のノウハウを発展途上国などに公開してお渡ししていくというのは、これは一つの大きな目玉だと思っているわけであります。従来から環境庁としては環境ODAの予算の拡充に努力を続けてまいりまして、そういう中で我々の蓄積してきた、今委員御指摘のとおりでありますけれども、経験や専門的知識を開発途上国、発展途上国へ移転するために国際協力事業団を通じて専門家の派遣とか研修員の受け入れとか、タイ、中国、インドネシアに環境研修センターをつくるとかいろいろなことをやってまいりました。

今度の国法の改正によりまして、特に発展途上国においては、日本でもそうであったように中小規模の工場に起因する公害が多いというふうに伺っております。そういったことに、日本が極めて深刻な公害を経験しそれに対策を立ててきた、そうした中で蓄積してきた情報、技術、経験、これは非常に有効に活用できるんじゃないかと思えます。この法の改正によりまして、これを開発途上国への支援の一つの柱として大いに委員御指摘のとおり進めてまいりたいと思っております。

○大島慶久君 長官からも前向きな力強い御答弁をいただきました。ありがとうございます。

今回のこういった法律改正を契機に、本当に国民のためになる施策がどんどん実現をされますように行政の皆様方の一層の御努力を期待申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○高桑栄松君 それでは質問をさせていただきます。まず、公害防止事業団が環境事業団と名前を変えるということになっておるようであります。国立公害研究所が国立環境研究所に変わったのは御承知のとおりで、私は非常によかったと思っておりますが、その意味でも、名前が環境事業団と変わることはやっぱりスケールが大きくなるという、ふさわしいことだと思つて、これは賛意を表している次第でございます。以下、ちよつこの

一部改正法律案について質問をさせていただきますが、大島委員、ほかの委員との質問で重複するところがございますので、適当にひとつはしよつたりさせていただきます。質疑通告をしておりますけれども、その辺は御了承ください。

最初の質問も実はダブっておりますけれども、これは公害対策唯一の特殊法人である事業団、最近の環境行政の主たるテーマがどんどん変わつてきておりますが、国際的視点に立つてこの際事業団の果たすべき役割を長官はどういうふうな受けとめておられるか、そのことを伺いたいと思つております。

○国務大臣(中村正三郎君) 今もちようどお答えさせていただいたところでありますけれども、この地球環境時代、世界を挙げて地球の環境を保全して我々の子孫にいい環境の地球を贈っていくかなければいけないということでUNCEDが開かれるわけでありまして、まさにそうした時代に対応するために今度の公害防止事業団法の改正にも大きな目玉が入っているわけでありまして、それは、我々の国で大変厳しい公害を経験し、それをある程度克服してきたノウハウ、知識、経験、こういったものを大いに積極的に発展途上国その他必要とするところにお使いいただくということ、これを提供していこうということでありまして、そこらについて私は私より御質問なさっている委員の方がお詳しいんじゃないかと思つておるわけでございますけれども、すべてのことが対症療法的な公害対策から地球化時代の環境の時代に入っていく、そういう中で名前も変え、こうした事業もつけ加え、国際的な活用もしていただくという時代に入ったんじゃないかと思つております。

○高桑栄松君 これも先ほどもちよつと話が出ておりましたけれども、行革審その他で特殊法人についてではできるだけ手続を簡素化するというようなことが勧告をされていたようでございますが、この公害防止事業団法の一部改正に当たつての参議院の附帯決議にもそのようなことが出ております。

したですね。監督手続の煩雑化を避けて組織の活性化を図れということがございました。

ところで、この公害防止事業団の管理をされる省庁でございますが、最初は環境庁専管で出発をしたものでしょうが、現在はそれに通産それから建設が入って、さらに今度厚生が入ってくるということ、四つになるわけですか。こういうことになって、それだけ手続がどんどん複雑化をしていくんだらうと思ふんです。そういう段階で、一つは、今後地方公共団体あるいは民間企業との役割分担等がどうなるのか、まずこの辺をひとつ伺いたいと思ふます。

○政府委員(八木橋博夫君) ただいま先生御指摘になりましたように、政府または政府関連の特殊法人がどういう事業をどういうぐあいに進めていくかということにつきまして、私もやはり真剣な検討をする必要があるというようなことから、この事業の見直しをするに当たりましては公害防止事業団事業検討会というところでこれは御審議をいただいたところでございます。

当然、私どもの社会は民間の創意工夫を中心にした、民間企業というものを中心にして経済の運営が行われているわけでございます。環境問題というものをとらえる場合の対応策としては、行政が直接やるべきものは一体どういうことなのか。

また、本来民間活動に大部分をゆだねるものでございまして、民間活動にゆだねて差し支えない、またその創意工夫に従つてやるものという分野はどういうものか。さらには、公共事業あるいは民間活動を補完したり誘導したりするという意味において、民間に任せただけではなく、行政機関が処理する、また特殊法人等がより適切な運営ができるのではないかとしようなところ、三つの分類に整理して考える必要があるだろう。

そういう場合に、環境問題について考えますと、やはりその問題の性格上、その改善が直接的にはなかなか収益に結びつきにくいという側面があるというようなこと。また資金的、技術的助成等の措置については、民間事業者の取り組みを促

進し誘導する必要性が高いというようなこと。さらには、環境保全対策に係る事業については規模が大きく広域的な処理が必要というようなこと。から、地方公共団体の域を越える、またはその事業的にはちよつと規模が大き過ぎるといったような問題。そういった分野については特殊法人が有効に働くであろうという考え方の整理を行つて、そういう観点から今回法律改正でお願いしている事業について提案しているところでございます。

これにつきまして、先ほど長官の方から御答弁がございましたように、やはり官業は民業を圧迫すべきではないというようなことが大前提になつてこういう整理を行つたところでございます。

○高桑栄松君 それでは、これは長官に伺いたいんですが、先ほど申し上げましたような四省庁が関係しているということ、監督手続が複雑であるとか、今は組織の活性化を妨げないようにというお話であつたと思ひますけれども、行政の一元化というのは行政を行う上で一番大切な部分であらうかと思ふんです。それには、環境庁が環境に関して常にメインであるという環境庁の権限を強化する必要があるのではないかと。その意味で長官の御見解を承りたいと思ひます。

○国務大臣(中村正三郎君) 仰せのとおり、環境庁のやります仕事の幅がどんどん広がつてまいりますと、どうしても関係する省庁はふえてまいりまして、それを横断的にいろいろな政策を立てていかなければならないということになってくる。それで主務大臣の数も必然的にふえてくるものではないかと思つておるわけでありまして、しかしながら、今度の事業団法のことに関しまして、事業全体を通じた予算、事業計画等の管理業務は環境庁長官の専管事項になつております。事業実施面の監督については、整備対象施設等を管理する所管の大臣が主務大臣になるということだと思ひます。このような役割分担に基づきまして、環境庁が中心となつて他の主務大臣とも連携、協力を図りながら事業の円滑な、そして効

率的な実施を図ってまいりたいと思っております。

私の実感として、総理の命を受けて、総理から付与された権限で調整ということである。今やらせていただいておりますが、やはり環境という問題に関する国民一般の関心の高まりと同時に、こうした調整も前よりはやりよくなってきた。そんなことを踏まえながら、事業計画、管理業務の専任大臣であるということも認識して、委員の御指摘にありました御趣旨もよく頭に入れまして、円滑かつ効率的な事業の運営を図ってまいりたいと思っております。

○高桑栄松君 今のお話を承っております。それでうまくいくかどうか大変気になっているところであります。

調整というのは、時にお金を持っている方が実力があるとか何かそういうことで、必ずしも思うようにいかない場合があると思うんです。調整と言っても、指導的調整というのか、そういうふうには持ち込んでいただきたい。それが環境庁のレーゾン・デートルだろうと思うんです。存在理由だろうと思っております。ひとつしっかり長官のお考えのように頑張りたいと思います。

次に、新規事業というのが幾つか並べられてございます。新規事業が追加されるということは、国民にどんなメリットが考えられるのかということかと思うんです。これを項目に従って質問させていただきます。二、三大変質しい質疑応答がございましたので、若干省きながら質問をいたします。

まず、第一番目のところで、自然公園内に施設を整備するというふうなことがあるわけでございます。この自然公園内に建設をし譲渡する対象となる施設というのはどういうことを考えておられるのか、ひとつ承りたいと思います。

○政府委員(伊藤雄雄君) お尋ねの事業は第五号業務として考えておりますけれども、国民の自然に対するニーズにこたえるという趣旨でございます。国立・国定公園の自然を保護する、あるいは

それに触れ合うことによりまして、その地での体験できないような体験をして自然保護についての理解をさらに深めていただく、こういった趣旨のものでございます。

具体的に法律の条文に則して若干申し上げますと、一つは自然公園の保護に関するような施設ということで、例えば動植物の保護、繁殖のための施設ということで、わかりやすい例で言いますと植生復元施設あるいは動物の繁殖施設、木道、こういったものが挙げられるかと思っております。それから、公害を出さないという意味で、汚物処理施設あるいはきれいなトイレをつくるというようなことが挙げられます。それから、利用者に対する理解の増進を図るという意味では、博物館展示施設それから自然研究路、あるいはそういったものをわかりやすく書いた案内所、こういったものを考えております。それから、その他自然公園の健全な利用に資するというところで、野営場であるとか宿舎であるとか駐車場とかそういったことも考えているところでございます。

○高桑栄松君 これは突然思いついたんでおわかりだっただろうと思うんですが、例えば日本アルプスなんかの山小屋でトイレなんかの処理に非常に困っているようなんです。あれは建設譲渡じゃございませんけれども、環境庁が監督するものですか。いかがでしょうか。

○政府委員(伊藤雄雄君) 具体的な場所によつて異なりますが、私も環境庁はわかりかねます。私が所管地というものを承っております。もしそこにあるものが私どもの施設でございましたら当然私どもの責任で処分するということになりまして、民間で事業をやっているものがありますし、市町村の補助の施設もございまして、それぞれに応じて管理をやっているということでございます。

○高桑栄松君 この辺も山人口がふえてくると当然下水関係がその分だけふえますので、何かその辺をちゃんとやっていただかないと、新聞なんかでは時々困った問題だというふうに出ております。

す。ひとつ御研究願いたいと思います。

その次に、地下水関係のところでございますけれども、この融資の対象となる地下水汚染防止事業というのはどういうことを考えておられるのでしょうか。

○政府委員(八木橋博夫君) 今回、地下水汚染対策事業に対する融資を導入したいということで御提案申し上げておられるわけですが、融資対象事業として考えておられるのは、汚染された地下水が拡散するのを防止するために、水ガラスといったような凝固剤を注入して地下水の流れを遮断するといったような遮水事業、また地下水を揚水したしまして、曝気処理または活性炭処理をしまして有害物質を除去するといったような事業を想定しているところでございます。

○高桑栄松君 先ほど御質問の中にありましたトリクロロエチレン的なものはどこに入るんですか。

○政府委員(八木橋博夫君) 先ほど水保局長から説明のありました二つの化学物質について例示をお挙げになったわけでございますが、これはこの二つの事業によつて対処可能であるというぐあいと考えておられるわけでございます。

○高桑栄松君 突然で申しわけありませんでし

そこで、融資というのは利子を取るわけでしょうから、そのときに、私がちょうど見た資料でございます。下水道処理ですとたまたま項目がそう書いてあったんですが、合併処理浄化槽で利息が四・五五%と書いてありました。四・五五%は私もよくわかりませんが、公定歩合などが一挙に〇・七五%とか下がったというので、こういうときには運動しているのかどうか。

○政府委員(八木橋博夫君) 政府関係機関におきましてもレートの決め方はいろいろなものがございます。プライムレートに連動する金利もございまして、私どもの公害防止事業団がやっております融資につきましては財政投融資、資金運用部の金利でございますが、一般会計から公害というこ

とで優遇金利を与えることになっておりますので、そこから財投金利マイナス幾ら幾らということとで、財政投融資の金利を基準としてそれと連動関係があるということになっております。

○高桑栄松君 ところで、中小企業事業団というんですか、これは通産だと思いませんか。その公害防止、これは内容が書いてないんですがただ公害防止というところを見たんですが、無利子になっていないんですね。こちらの方は利子が四・五五%。無利子というのが一番いいわけでございますし、何かそれと比べると公の利子を取るのとは公害ではないかと思うんですが、これとの関連について何かコメントはありますか。

○政府委員(八木橋博夫君) 先生ただいま御指摘になりましたのは、中小企業事業団がやっております高度化融資制度についての御質問であらうかと思ひます。

この高度化融資制度は、中小企業の企業規模の適正化とか事業の共同化といったような中小企業対策の観点から、中小企業構造の高度化を促進するということを目的としてやっている事業でございます。中でも無利子の融資対象となります事業は、中小小売商業振興法といったような特別の法律で認定された計画に基づいておる高度化事業、また公害を防止するために行う高度化事業、また小規模企業対策の高度化事業といったような特定の政策目的に合致したものに限定しているわけでございます。したがって、そういう目的に限定しておりますことから、その原資も国の一般会計による出資及び都道府県の出資を原資としておるというふうなところに特色がございます。

それに対しては、私どものやっております公害防止事業団の融資は、先刻御承知のように公害防止施設またはその事業一般を対象としておりまして、特定の目的、計画なりなんなりに従ってやるといふようなことではなしに、むしろ事業者が計画したものに對して融資をするというふうな格好では限定がないというふうな格好になっておるわけでございます。ただ、そういうことではござ

いまして、政府資金をそのままストレートに流すということではなしに、先ほどお答え申し上げましたように、一般会計からの利子補給を受けまして中小企業者に対しては財投割れと私ども申しておるわけでございますが、財投金利より低い金利で融資をしているということになっていて、ところでございます。

○高桑栄松君 わからないからまた何うんですけれども、財投融資というのは長期なんでしょうが、現在銀行から普通に事業で借りるもののパーセントからいくとどれぐらい低くなるんですか。

○政府委員(八木橋博夫君) ちよつと私計数をこへ持ち合わせてないんですが、財政投融資の金利は郵便貯金及び年金等を原資としておりますことから、商業ベースの金利よりはかなり低うございます。それで、一般のプライムレート、開銀の大企業に対する融資、これはプライムレートと連動してやっておりますけれども、それに比べますと財投金利はかなり低いものになっており、さらにそこから公害防止事業団の中小企業者に対する融資は低くなっているという関係にございます。

○高桑栄松君 これは私はよくわからないから申し上げておつたんですけれども、中小企業事業団の方に無利子というふうなことがあります、公害防止のための事業というのはその企業にとっては収入には入ってこないわけですから、できる限りこれは安くしてあげなきゃいけないんじゃないか、むしろ進めるためには。だからそういう方策も考えていただいた方がいんじゃないか。つまり、無利子というのがあるところに出ておつたものですか、事業団の方も無利子というのではもうからぬでしょうけれども、公害防止という大義名分がございまして、何かその辺でうまくやる方法がないのかということについて研究をしていただきたいと思います。

○政府委員(八木橋博夫君) 中小企業に対する融資、これは公害に対する防止対策をとりまして、御指摘になりました中小企業団に対する融資

とそれから私どもの公害防止事業団がやっている融資につきましては、おっしゃられるように制度の違いであるというようなことから、金利に差があることはこれは事実でございます。

ただ、それと同時に、事業者がどのぐらい自分の自由度を発揮して事業を計画できるかというようなこともございまして、それとも一つは、ちよつとこれはなんでございまして、公害防止投資というものも当然あるべきであるというふうな発想に立つてやはり事業者がやってもならぬやならぬという側面もございまして、また、一般会計から利子補給をしますと、それは一般国民の税金を原資としてやるといふようなことになりまして、いろいろ側面から考えていかなければならない問題があることも事実でございます。

しかし、公害防止投資というのはやっていたかなきやならぬというふうなことがございまして、先生の御指摘も踏まえてその辺はいろいろ研究をさせていただかなければならない課題であらうかと思つております。

○高桑栄松君 もう一つは、さつきも御質問があった部分ですが、開発途上地域に対する情報提供というのがあるんですが、

これを読みますと、どうも事業団で蓄積したデータを提供するように私は読んだんですが、事業団の蓄積したデータというものは非常に限られてるんじゃないか。つまり、途上国に対する環境保全に関する情報の提供という方には、もうちよつとスケールの大きなものがあつてもいいんじゃないかと思つてます。ですから、何だかこれでは小さいんじゃないか。データベースもなしに、ただばつばつとめくって出てきたものをこれですという程度じゃないのか、こんなふうにも思つたんです。

先ほどの御答弁は私はちよつとわからなかったんですけれども、もう一通これについての説明をしてください。

○政府委員(八木橋博夫君) 先生ただいま御指摘になった事業の内容でございまして、今回の制度

改正では、開発途上地域における環境技術協力に関する事業への取り組みの第一歩として、本事業につきましても他の政府関係機関、国際協力事業団とか海外経済協力基金とかそういった他の政府機関があるわけでございまして、そういう役割分担も考えていかなければならぬという事情がございまして、かつ開発途上地域においては中小の工場に起因する公害問題が多いという実態を見まして、本事業団の資金及びノウハウを活用するという観点から、事業団の業務を通じて蓄積された情報、ノウハウをODA施策との連携に配慮しながら提供する業務にまず取り組むことにしたということでは御指摘のとおりでございます。

ただ、この業務がそれではささいな業務であるかどうかという認識でございまして、私も現在中央公害対策審議会におきまして国際環境協力のあり方とかということについて御議論をいただいております。また先日の賢人会議における議論を聞いておりますと、開発途上国においては意外にこういう知識を必要としているという意見が多く出されておりますので、そういう意味では今回御提案申し上げている事業の取り組みは成功だったのかとひとそかに感じておつたところでございます。

ただ、今後それでは地球環境問題に対して公害防止事業団がどういう取り組み方をすべきかというところになりますと、それは将来いろいろなことを研究、検討していくべき課題があるというところとはそのとおりであらうかと思つてますので、そういった面につきましては、今後いろいろ関係施策の充実を図る中で事業団の活用方法についてもさらにこれは考えてまいりたいというふうに考えております。

○高桑栄松君 そうですね。日本はどうしても少し進んだ科学技術等についているんことを考えるというところになつちゃうかと思つてます。途上国は我々から見ると意外と低レベルのいるんことをございまして、ILOでタイ国に駐在していた某ドクターでございまして、最近ジュネーブの本

部に移りました彼から聞いていますと、途上国の労働衛生のことで行つていたわけですが、何が問題だ職業病は何だというと、それは頭に乘せて運んでいくから腰が痛くなるんではないかというふうなレベルが大分違うわけですね。

だから、昔のおしん時代みたいなああいう時代までいくかどうか知りませんが、そういう時代の労働衛生を考えると、それは非常に高級であるのかもしれないけれども、私はもう少しデータベースを広げていくような努力があつてしかるべきかと、こんなふうにも思つております。

次に、産業廃棄物の処理施設のこと、私が予定していたのが一つもう済みましたので、厚生省に伺います。

厚生省提出の産業処理特定施設と環境庁の提案されているこの部分との相違点は何かということについて伺いたいと思つてます。

○説明員(三本木徹君) 厚生省提案の産業廃棄物に關します新法につきましては、目的はわが現在不足しております産業廃棄物の処理施設につきまして、その施設整備の促進を図ろうということを目指して行っているものでございます。この厚生省が提案をしております産業廃棄物の新法におきましては、NTT・Cタイプ、これはNTT株式の売り払いをした国民の財産がございまして、これをいわば産業廃棄物の施設整備に充てていくというものと、あわせて税制上あるいはその他の政策融資をかみ合わせて施設整備を図っていく。さらには、周辺の公共施設整備事業とも一体的に進めていくというふうなものでございまして、

端的に申し上げますと、この公害防止事業団事業との関係で申し上げますと、産業新法で予定しておりますのは、今お話ししたようなNTT・Cタイプ融資を第三セクター、それと民間の産業廃棄物処理業者を対象としていくというものでございまして、

他方、公害防止事業団の融資等につきましては

は、従来から地方公共団体、それから第一セクターを主たる対象としてきたということが一つでございます。二つ目は、そのNTT・Cタイプ融資は産業廃棄物の処理を業として行う者のみを対象としているわけでございますけれども、この事業団の融資は排出事業者、産業廃棄物を排出する各種の企業があるわけですが、そこが行います自分の廃棄物の処理をするための施設、これを対象にしているわけでございます。三つ目は、この産業新法でのNTT・Cタイプ融資は国民の共有財産をということでございますので、当然のことながら効率性あるいは新規性ということに着目しておきますし、さらに広く公共の用に供せられるような産業廃棄物の処理施設の整備を対象にしているというように違っていてあるわけでございます。

結論を申し上げますと、その主体あるいは対象とする施設の範囲などが異なっているというものでございます。

○高桑栄松君 NTT株という、株を売ったあれですね。NTT株はパブルで下がっていったりするわけですが、そうすると予算というのは不確定なんですか。

○説明員(三本木徹君) これは毎年度予算に計上されるものでございます。平成四年度におきましては約七百億円程度の枠が予算として認められておりますが、この産業新法に基づきますプロジェクトにその枠の中から充てられるというようになっています。

今後の見通しにつきましては、これは財政当局との調整ということになっていくことになっております。

○高桑栄松君 時間もございませんので、余り比較検討はいたしません、いただいた資料によると、公害防止事業団側は三年度五百億、四年度五百四十億、今九百億とおっしゃったのですか。

○説明員(三本木徹君) 平成四年度のNTT・Cタイプ融資の総枠が七百億円でございます、その中の一部が産業の処理施設に充てられるという

ようなことでございます。

○高桑栄松君 わかりました。今額があつたからちょっと比較しただけで、どうということはないんです、これは。

そこで、もう一つ厚生省に伺いますが、建設廃材の処理状況について、産業全体に占める割合及び不法投棄ではどうなっているのか伺います。

○説明員(三本木徹君) 産業廃棄物の全体量は、昭和六十年の調べであります、三億一千二百万トンでございます。このうち、建設廃材の割合は全体の約一六％に当たります約四千九百万トンというふうになっております。

それから、不法投棄されております産業廃棄物のうちの建設廃材の割合についてでございますが、重量の割合で六三％、全体の不法投棄量でいきますと建設廃材は百三十二万トンというのが警察庁の調べで明らかになっておりますのでござい

ます。

○高桑栄松君 不法投棄に建設廃材が非常に多い。これは大変問題ではないかと思うわけですが、ここで、マニフェスト制度ですが、これはアスベストに限っているんですね。いかがですか。

○説明員(三本木徹君) マニフェストを法律上義務化したのは、昨年の産業廃棄物処理法の改正を国会でお願いしていたわけでございますが、その施行がまだ参つておらないわけでありまして、この改正法によりまして政令でマニフェストの対象となるものを定めるということになっております。

現在その作業を進めているところであります、先生御指摘のいわゆるアスベストにつきましては、私もお願いしたいのは特別管理産業廃棄物、これがマニフェストの義務の対象になるものでございまして、特別管理産業廃棄物として指定をして、改正産業廃棄物処理法に基づいたマニフェストの使用を義務づけるということで現在検討を進めているところでございます。いずれにいたしましても、政省令が出てからそこがはつきりとしてくる、こういうような段階でございます。

○高桑栄松君 マニフェストは、今のアスベストは健康障害に関連して緊急だったわけが特殊になつていんだらうと思つておられますけれども、不法投棄という観点からしますと、不法投棄で逃げたマニフェスト制度が一番いいのではないかと、この中で、できるだけ早急に全般に網をかけるようにしてはどうかと思つていますが、いかがですか。

○説明員(三本木徹君) 改正された産業廃棄物処理法では特別管理産業廃棄物に限定してございまして、実はその改正時におきましては、改正法の附則第二條というところにおきましてマニフェスト制度の適用範囲を広く構えて考えなさい、こういうような御趣旨のいわゆる検討事項というものが置かれております。私もお願いしたいのは、この趣旨というものを十分踏まえまして、マニフェスト制度の法制度上の適用範囲につきまして検討を進めていくことにしております。

○高桑栄松君 不法投棄を何とか遮断するようにひとつお願いしたいのだからと思つてます。

次に、建設省にお願いをいたしますが、建設廃材の話が出ておりますので、リサイクル問題をちょっと伺いたんですが、資料によりますと、再生利用率が二二％で残りがほとんど全部最終処分場へ行つてしまふということと不法投棄ですね。これはそうなつておられるわけだ。ところが、平成三年度から十年間かけて四百三十兆円ですかの規模の公共事業をやるといふことがスタートしたわけでありまして、これは毎年度数％の投資額が上がつていくというおられることになるわけですね。そうすると、建設廃材の廃棄物が多いだけにその処理というものが問題になつてくる。また、今の不法投棄に限れば、その部分で同じ割合でふえていくということになると思つておられます。

しかし、建設廃材はうまくやれば再生しやすいものではないかというふうな考えられますので、このリサイクルには積極的に関与する必要がある。それには行政サイドの指導が要るのではないかと、こういうふうに思ふ次第ですが、いかがでし

う。

○説明員(風岡典之君) 御指摘のように建設廃棄物の問題は、私も事業を進めていくだけではないから、やはり資源を有効に活用していくという関係から非常に重要な課題であるというふうに考えております。

私も昨年全国的な実態調査というものをしたわけでございますが、それによりますと全国で建設廃棄物の搬出量は約七千六百万トンということでありまして、そのうち現在再生利用している割合が約三五％というふうになっております。私もお願いしたいのは、できるだけ再生資源を利用するということ、とりあえず事業の実施に当たりましては発生量をまず抑制するということが基本として、仮にどうしても出てきたものにつきましても再生利用を進めよう。さらに、どうしても処理しなければならぬものは不法投棄しないように適正な処理に努める。こういうことを基本として努力しているところであります。

具体的には、建設省の場合にはいろいろな公共事業の発注というところを行つておられますけれども、今のような話を受けまして、建設廃棄物の処理方法とかあるいは処理場所とかそういったものを各事業ごとに施行の条件というのを設計当初で明らかにし、また積算に当たりましてはそういう費用も十分発注の中に見る。そういうような指導も行つていこうと思つております。

いずれにしても、御指摘のことは私ももちろん当然のことというふうに思つておりますので、今後できるだけ再生資源の利用率を高めるように努力していきたいというふうに思つております。

○高桑栄松君 それでは最後の質問ですけれども、建設省にお願いいたします。

リサイクルプラントの設置については総合的、計画的な配置がないと、せっかくできても運搬するのに遠いとか何かあると近いところへ捨ててしまふ。不法投棄になつたりするんじゃないかと思つておられますが、具体的にどういうふうなリサイ

クルプラントの設置に取り組もうとしておられるのか、あるいは取り組んでおられるのか。

もう一つ。そのプラントを建設するのは建築基準法との絡みで都市計画上の制限があるというふうなことだと聞いておりますけれども、これについて問題点はどうか、伺いたいと思います。

○説明員(風岡典之君) 先生御質問いただきまして前段の部分につきまして、私の方からお答えをさせていただきます。

まず建設廃棄物のリサイクルを推進すること、リサイクルのプラント自体がないとちろん困るわけがございます。私もいたしましては、やはり全国に適切に立地されるようなことが基本的には必要であるというふうに思っております。このため、リサイクルプラントの整備を促進するというのが観点から、先ほど厚生省の方から御説明がありましたが、現在国会に産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案が提案をされておまして、この法律が成立しました段階で十分建設省としてもこの法律にのっとって対応してまいりたいと思っております。

それから、リサイクル施設の支援という立場で、私もそういう施設ができるだけ円滑に立地できるよう税制上の措置というのにつきましても毎年要求をしております。平成四年度からは、従来のアスファルトの再生プラントに加えまして、コンクリートとかあるいは廃木材に係る再生プラントにつきましても税制上の優遇措置が認められたところであります。

以上申し上げましたような措置をいろいろ組み合わせていきたいと思います。私どもとしても積極的に努力をしていきたいと思います。

○説明員(那珂正君) 後段の部分についてお答え申し上げます。

建築基準法五十一條におきまして卸売市場とかあるいは汚物処理場など一定の供給・処理施設につきまして、これらの施設が都市にとって大変重要である一方、周辺の環境に大きな影響を及ぼす

おそれが強いというようなことから、都市計画においてその敷地の位置が決定されているもの、あるいは都市計画に支障がないと都道府県知事が認めて許可したものに限って、これらの施設の増築または増築が認められているわけでございます。

お話をリサイクルプラントにつきましては、その規模とか処理の内容が廃棄物処理法上の産業廃棄物処理施設に該当する部分がある場合には、その新築等につきましては都市計画決定あるいは都道府県知事等の許可が必要となるものとして取り扱っている次第でございます。このようなことによりまして、リサイクルプラントが都市計画的な観点から周辺の環境に大きな影響を与えることのないよう計画的な配置をすることを通じて、その施設の設置、操業の円滑化に資するものと考えております。

○高桑栄松君 ありがとうございます。

○香取タケ子君 それでは、公害防止事業団法に

今回の法律改正は、公害防止事業団というものを環境事業団というふうに変更するということと、新しい事業の中で産業廃棄物処理施設をつくるというふうな問題が入ってまいっております。同僚委員から随分たくさん聞かれておりますから詳しくはお聞きをいたしません。私どもにしたら大変な気がするんです。というのは、産業廃棄物処理場関係の問題は厚生省でがんがんとやっておりますけれども、それは間に合わないから環境庁として環境事業団と名前を変えてお手伝いをするというのか。そういうことなんですか。何となくよくわからないんです。

○政府委員(八木橋博夫君) 産業廃棄物の最終処理施設、これが現在の環境問題の大きな問題であるというところは事実でございます。それをやるために環境事業団に名前を変えたいということではございません。産業廃棄物の最終処理施設につきましてはこれは従来の公害防止で読める範疇でございます。したがって、この事業団が産業廃棄

物の最終処分施設を入れること……

○香取タケ子君 質問にだけ結構です。時間がありません。

○政府委員(八木橋博夫君) はい。

直接的な関係はございません。

○香取タケ子君 私が聞いたのは、もう繰り返してお返事は要りませんが、厚生省の関係で産業廃棄物処理施設の問題は随分厳密にやろうということでは、さっきの話を聞いていたらちよびつと内容が違わって今度は事業団でやりやうということになります。産廃物質は不法投棄からあるいは処分場の周辺の地下水汚染、環境破壊というのが重大な社会問題になっているのは御承知のとおりですから、これを解消させていくということが今日の重大課題ではあります。

特に今改正で環境庁の指導のもとでやりやうということになる産廃物質の処理施設をつくるということになれば、これは他省庁でやられていたこともあれば、これは他省庁でやられていたこともあれば、そういう点では環境庁の指導下でやる事業団の仕事というのは、どんなにきつたりやるか、どんな役割を果たすかというのが問われてくると思うんです。そういうことを私は言いたいわけです。

そこで環境庁、いろいろ論議がありましたから多くを申し上げる必要はありませんが、特殊法人としての事業団が産廃物質の処理それから一体緑地整備事業ですか、これは一つのものなんです。別々ですか、一つのものですか、これを行う際に、今申し上げたように他省でもやる、監督下でやる仕事ではありますから、万全を期するということが望まれると思うんです。そういう点で、重要な保障としてこれは厳密さが要求されると思うんです。そういう保障として、厳密にこれは環境影響評価をやるとか、あるいは地元住民の合意を事前にきちんとしておくとか、そういうことが最低限必要であらうと思うんですが、基本的な点で環境庁の指導下でやるんだからそのぐらいのことはちゃんとやるというふうなやつぱりは

きりしておいていただきたいと思うので、大臣から一言。短く言ってください、あなたは丁寧だから。

○政府委員(八木橋博夫君) 御指摘のように、環境庁の所管にある特殊法人のやる仕事として、環境影響につきましては十分事前に調査を行って事業を進めてまいりたいと思っております。

○香取タケ子君 環境影響はもちろんです。調査はね。地域の関係住民の合意を事前に得るといふぐらいのことがぜひ必要ではないかということをおし上げたいです。

○国務大臣(中村正三郎君) 事業団法においても、この建設譲渡事業をやるときに、計画作成に当たって関係都道府県知事に協議して、都道府県知事と事業団との協議に当たっては関係市町村長の意見を聴取するように決められております。こういった規定に基づきまして、これまで企業団地、緩衝緑地等の建設譲渡事業を周辺地域の環境保全にも万全を期して、地元住民の理解を得ながら実施してきているところであります。

新しい事業につきましても、このような観点から、十分に都道府県並びに地元住民の理解を得ながら実施していくことにいたしたいと存じます。

○香取タケ子君 それだったら厚生省がやっているのと一緒ですね。そうして、ちゃんとやっているはずが、私もあちこち見たところでは、万全を期していると思っても水質汚染を起こしてその下流の住民から問題が出てきたりいろいろ起こっているんです。ですから、環境庁の指導下ではそういうことが起こらないように万全を期してもらいたい、そのことを特に申し上げたい。そんな手続のあることは、今もやっています。それだけではまだ問題が残っているというところを存じ上げておられますので、環境庁の指導下でやるのだから万全を期してもらい必要があるんじゃないか。それは約束しておいてもらいたいと思

うんです。いいですね。

○国務大臣(中村正三郎君) はい。

○香取タケ子君 それでは、この問題はそこまで

にします。あとわずかな時間で、少しお聞きをしたいんですが、課題を変えます。

公害防止事業団が一九八八年に着工して九四年に完成を目指してある千葉の習志野地区が緑化プランの対象となっており、これは国設鳥獣保護区の特別保護地区に指定されているというんですが、谷津干潟の保全の状況及び鳥獣の生息状態、これを簡潔にちよつと教えてください。

○政府委員(伊藤雄雄) 谷津干潟につきましては、シギ、千鳥類の集団渡来地ということに着目いたしまして、昭和六十三年に国が設定する国設谷津鳥獣保護区として定められておりまして、さらに平成三年の十一月にはその大部分を特別保護地区に設定したところでございます。

○審脱タケ子君 それで、自然の干潟というのはほとんどなくなっている。東京湾では谷津干潟というのは貴重なんだそうですね、私はまだよく見てないんですが、潮の出入りがあるって、干潟が出てくると渡り鳥のシギや千鳥がそこにとまるんですね。渡り鳥の中継地点になるという点で非常に大事で、年間百種類以上の水鳥が利用しているようです。

習志野の緑化プランの事業というのは今後の完了予定まで二年ほど残っているんですね。地元で自然保護に熱心な方々がおられる方々の要望をいたしましては、公園整備をするということが中心にならずに水鳥の居心地のいいように干潟を残してほしい、だから周りの自然環境をできるだけ壊さないように徐々に手を加えて、ぐあいが悪いと思つたらもとへ戻せるように配慮してもらいたいという大変強い要望がありますけれども、これは御注文を申し上げておきたいんですが、御理解いただけますか。

○政府委員(伊藤雄雄) 今お尋ねの谷津干潟につきましては、周辺の開発に伴いまして生活雑排水の流入が増加し水質の悪化進行というようなところとヘドロの堆積等も進んでおつたというところから、公害防止事業団によります事業の一環といたしましてこの公園整備をやっているわけ

でございます。当然のことでございますけれども、野鳥の休息地というふうなことも着目しておりますので、そういった観点からの保全を図っているところでございます。

○審脱タケ子君 せっかく国設鳥獣保護区に指定もしておられるわけですから、ぜひやってください。

それで、特にこの谷津干潟というのは四十ヘクタールぐらいですか、比較的小さいんですね。ところが、無視できないのは、お隣の船橋、行徳にかけての東京湾の一番奥にあります面積千二百ヘクタールの三番瀬というところの浅瀬が、潮の満ち干は谷津干潟と一時間半のずれがあるんだそうですね。ですから、水鳥は片方の干潟に居て満潮になってきたらそこを飛んで今度は三番瀬の方に行く。三番瀬が満潮になってきたら谷津干潟へ移るといふ役割を果たしているようなんですね。けれども、こういう水鳥たちの生活行動域といふか、そういうふうになつていくのはよく御承知でしょうか。どうでしょうか。

○政府委員(伊藤雄雄) 谷津干潟は、常に干潟があるというふうな状態でございます。比較的にシギ、千鳥類が多いということで、水の多いところになります。一方、カモ類はむしろ三番瀬の方に多いというふうなことでございまして、例えばシギ、千鳥について私も定点調査というのを毎年やっておりますのでそのデータで推測するしかないわけでございますけれども、谷津干潟にいますシギ、千鳥は十七種類、三番瀬にいますのは十種類というところでございます。

これはたまたま名前が同じということで、具体的にそれらがどういう行動をとっているかというのは必ずしも明確でございせん。近いとはいひながらも相当の距離でございまして、見ていてこちらの鳥がこちらに行つたというのとは形ではわからなくて、往來の具体的な状況を調べるためにはバンディング調査等をやらざるを得ないというのが専門家の意見でございます。

○審脱タケ子君 私は谷津干潟とか三番瀬というのが東京湾にまだ残っているということで実は驚いたんですね。大阪湾なんかもう干潟なんて一つもないですよ、全部埋め立てによつてつぶされてしまつています。この干潟の消滅の理由というのは環境庁の調査報告でも出ておりますように、六三%は埋め立てなんですね。大阪湾は全くゼロです。それから宮城県の大森海岸もゼロ。東京湾でももう九割が埋め立てられてやつと残っていると申すわけですから、非常に貴重だと思つてですね。

それで、この三番瀬の三分の二がなくなるであろうという埋め立ての計画が持ち上がつておるそうです。日本自然保護協会などは三番瀬の埋め立て問題を大変重視して、三番瀬の保全について昨年の十月にも意見書が提出されております。その中で、三番瀬の三分の二が消滅するということになると、東京湾の奥部の干潟、浅瀬に生息する底生動物の三五%がいなくなる。青潮が発生して生物が死滅する危険がある。干潟、浅瀬が持つ水質浄化機能が失われ、東京湾の水質悪化、富栄養化が進むなど指摘をしておるわけでございます。極めて深刻な事態が生ずるというふうな報告をしております。

そこで、三番瀬の保全につきましては去る三月二十五日に港湾審議会において環境庁は御意見を述べられたと聞いておりますけれども、どういふ内容についてお述べになったのか、簡潔に伺いたいと思ひます。

○政府委員(八木橋博夫) 簡潔にということでございますので、できるだけ簡潔にお答え申し上げます。

環境庁として、千葉港の港湾計画に含まれる三番瀬の埋め立て計画につきまして、今後環境分野の学識経験者の意見を聞いて、計画が三番瀬及び東京湾の環境に及ぼす影響についてさらに詳細な調査検討を行い、埋め立ての必要性を吟味した上で実施計画を策定するなど、極力三番瀬の環境上の価値を損なわないための所要の措置を講ずるよ

う港湾管理者としての千葉県に対し要請をしたところでございます。

○審脱タケ子君 環境庁がそういう御意見を述べられたのは当たり前だと思ふんですが、環境庁の企画調整局の編による「東京湾・その保全と創造に向けて」という中間取りまとめでは、重視していくべき価値の有用な自然として三番瀬が挙げられております。その中では、大規模な自然の浅瀬であり、カモ類の渡来地となつておるほか、アサリなどの貴重な漁場となつておると思つております。だから当然のことだと思ひます。もう私時間がないので、多くを申し上げたいんですが、これをどうしても守らないかぬということについては、これは鳥も随分たくさん来るんですね。鳥だけ考えましても約十萬羽ぐらいやつてくるというふうなことだとか、珍しいミヤコドリとか、東京湾では全く珍しいコクガンなんというふうなものも観察されるというふうに言われております。

そういう中で、イギリスの鳥類学者のマーク・ブラジルさんというのが昨年の国際シンポジウムで、渡り鳥ハイウエーの中継点を壊す三番瀬の埋め立ては世界的な損失だといふ警告をしておるようでありまして。千葉の干潟を守る会、千葉県自然保護連合、三番瀬を二十一世紀に残す会など、地元の方々を初め日本自然保護協会などがこぞつて強く三番瀬の保全を訴えておるようであります。自民党の環境部会も御視察にいられたようですね、これは新聞で拝見したのであります。が、よっぽどやつぱり評価されているんやなと思つたのは、政府の広報誌の一つであります「フォート」の四月十五日号には七ページにわたつて三番瀬の見事な写真が取り上げられております。これはもう御承知のとおりだと思ふんですね。

そこで、私は最後にお願ひをしておかないかぬと思うのは、この水鳥の生息地としての湿地保全のためのラムサール条約の国際会議が我が国で開かれる予定になつております。ラムサール条約の登録指定湿地は釧路など我が国では四カ所指定しているというところは前々から承知をいたしてお

ります。が、ことしの一月現在で世界の加盟国数が六十八カ国で、登録湿地総数が五百四十六カ所というんですね。イギリスなんというのは五十カ所以上。イタリア、オーストラリア、デンマーク、スウェーデン、ドイツ、カナダも数十以上です。我が国は四カ所。これではちょっとお粗末に過ぎはしないか。

もう一つずつ聞いてもしようがないので最後までお聞きをしますが、そういう状態の中で、国際水禽湿地調査局の日本委員会によると、特に水鳥の生息地として国際的に重要な日本の湿地目録というのは七十四カ所あるそうです。そのうちの重要な湿地として二十四カ所が挙げられております。あの文書を拝見いたしますと。ですから、国際会議を来年我が国で開くということになるならば、水鳥の生息地としての干潟や浅瀬、湿地保全のためにぜひ新たに湿地の登録をやるべきではないかと思うんです。そうでないと、会議はいらっしゃい、我が国では四つしかやっていません。これは余りにもお粗末で物笑いになりかねないというふうに思います。

谷津干潟や三番瀬を含むような東京湾だと、あるいは名古屋港にもあるんですね、藤前干潟ですか。博多湾の和白干潟あるいは有明海の諫早湾など、これは全部見に行ったらどんなに楽しいかと思うんですが、随分大切なところがたくさんあるようなんです。そこでこれらを何とかして保全をしたいという御意見というのが国民的にも強いわけですから、長官、ラムサール条約締結国会議に向けてひとつそういった多くの要望のあるところを、大幅に登録指定湿地をふやすべきではないかと思うのですが、その点についての御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(中村正三郎君) 登録湿地の増加につきましては、昨年十二月に例のウトナイ湖、私が行って賞状を渡してまいりましたけれども、今後とも引き続き登録湿地の増加を目指して準備を進めていくところでございます。

○奮脱タケ子君 終わります。

○中村鋭一君 今回この改正案は、公害防止事業団から環境事業団と名称の変更が一つの大きな目的になっているわけですね。名称を変えるということは当然その法律の内容が変わるから名称が変わるわけですね。

そこで、まずお尋ねいたしますが、いわゆる産業公害問題は克服をした、大気汚染の施設でございますとか水質汚濁の施設でございますとか、克服をしたから今回このように名称を発展的に変えるという法律が提案されたわけでございますか。

○国務大臣(中村正三郎君) そういうことではございません。まだまだこれから公害でやらないといけないことはいっぱいあるわけでございますけれども、従来の産業公害、都市・生活型公害防止のための業務を行ってきたものを、近年の環境行政上の重要課題がいろいろ変化し多様化していく中であって、より一層幅広い視点からの対応が必要ということで今度の改正が進められているわけでございます。

○中村鋭一君 主務省に最初は環境庁、それから通産省、建設省が加わりまして、今回は厚生省が加わったわけでありまして、その目的と理由はどこにございませうか。

○政府委員(八木橋博夫君) 主務大臣の追加のことでございますが、例えば今回、都市公園法に基づく都市公園を所管する建設大臣を主務大臣としてお願いすることになっております。これは都市公園を産業廃棄物処理施設と一体となって整備するということになりまして、その整備なりまた整備された後の運営につきましてそれが円滑に進むように、こういう事業を監督する主務大臣と同時に事業団が建設する際にも監督してもらう必要があるということから、主務大臣としてお願いしているわけでございます。

○中村鋭一君 四業務が新規業務に追加されたわけでありまして、産業廃棄物処理施設、一体緑地整備事業について、この立地等に際しての住民の意思、この吸い上げ方でございまして、そういう場合に例えば住民の同意書等は必要とされるんですか。

か、要らないんですか。

○政府委員(八木橋博夫君) 事業団が行います建設譲渡事業につきましては、事業実施計画をつくります際に関係地方公共団体と協議、調整を図るということが法律上規定されているところでございます。そこで実際に地元住民への説明等を通じて寄せられた要望に対応しつつそういうことをやることになっておりますが、同意書をとるといふところまでは要件になっておりません。

○中村鋭一君 いや、要件になっていないんですか、そういう必要性はあなたを感じませんか。

○政府委員(八木橋博夫君) この事業につきましては、従来地域住民から迷惑施設としてこの施設が考えられていたということからいたしまして、施設を設置するに当たりましては実質的にもやはり住民の理解と協力を得られないとつれない施設でございます。したがって、その形式のいかんを問わず、やはり住民の理解と協力を求めなければ進められない事業でありますので、その線に沿って最大限の努力をしながら進めるべき事業であるというぐあいに認識しております。

○中村鋭一君 アセスメントですが、閣議決定でこれは三十ヘクタール以上となっております。今おっしゃったような精神に基づくと三十ヘクタール以下でもアセスメントの必要はあるんじゃないか、私はそのように思いますが、その点についての見解はどうですか。

○政府委員(八木橋博夫君) 事業団が実施します産業廃棄物処理施設の建設につきましては、事業規模はおおむね十ヘクタール以上ということを考えているわけでございます。

そういういたしますと、先生が御指摘になりました閣議決定によるアセスメントは三十ヘクタール以上となつて、それ以下のものが出てきちゃうというところになるわけでございます。しかし、関係地方公共団体が条例、要綱を持っている場合もござい

ますので、その場合はやることは当然でございます。それ以外のものにつきましても、やはり環境庁が所管する事業団がやります事業といたしま

しては、当然そういった環境影響評価というのをやってしるべきであると考えておりますし、そのように指導してまいりる所存でございます。

○中村鋭一君 国定公園施設整備事業も追加されているわけですが、これは具体的にどのような施設を考えているんですか。例えばミニゴルフコースとか軟式野球場とかテニスコートとかいふようなものが考えられるんですが、何か具体的に考えておられますか。

それから、その場合はどういう手順でおやりになるんですか。

○政府委員(伊藤卓雄君) 法律の条文にもございまして、今回設けましたのは自然公園の保護、それから自然環境についての理解増進を図るというふうなもの、あるいはその他自然公園の健全な利用に資するといったような目的で、実はこれらの施設というのは、自然公園法の公園事業に取り上げられておりますいわゆる公園施設の中から、そういった目的に則したものをピックアップすることになっております。

例えば保護関係で言いますと、植生復元施設であるとか、湿原なんかを侵さないような木道であるとか、あるいは公害防止のための汚物処理施設、それから理解を増進するという意味では展示施設とか自然研究路、それから健全な利用に資するという意味でキャンプ場であるとか宿舎等、そういったものを考えているところでございます。

手続的には、基本的にはこの集団施設というのは公園計画の中に裏づけられておりますので、まづ公園計画の中にそういった当地における必要な施設が書いてあるかどうか。書いてなければそれを改定して書き、さらに具体的に事業を行う際に公園事業の認可という形で環境庁長官が関与することになっております。

○中村鋭一君 そうすると、伊藤さん、広い意味でのスポーツ施設、例えばミニゴルフとか軟式野球場とかそういうものは、あなたの考えの中にはというより、今度の法案の趣旨の中には含まれていないわけですか。

○政府委員(伊藤雄雄君) ちよつとお答えを忘れて恐縮でございましたけれども、実は今度の事業につきましては、自然を保護しかつ自然に親しむ中で、特にその地でなければ味わえないというような環境あるいは動植物との出会い、こういうものをより増進するような施設という趣旨でございますので、御質問のミニゴルフ場とか軟式野球場というのは、どうしてもそこに行かないとできないものではないというような観点から、私どもとしては対象としておらないのでございます。

○中村鋭一君 よくわかりました。これは高桑先生もお尋ねでございましたが、今回情報提供も新規に追加されているわけですが、います。これらの国や地域に対して具体的な技術指導でありましか技術移転等々のお考えはございませんか。

○政府委員(八木橋博夫君) 今回御提案申し上げている業務自体いたしましたは、事業団が持つております公害防止技術の内容とか処理能力、設置費用、公害防止効果といったような情報やノウハウを整理いたしまして、関係省庁、JICA、海外経済協力基金、また開発途上地域の政府機関等に提供するというのを考えているわけでございます。直接的に事業団が職員を派遣して開発途上地域の技術者等に対して技術指導を行うというところまでは考えておりません。

しかし、こういったことを通じまして我が国の持つている、また公害防止事業団が持つている環境保全技術が十分開発途上地域に移転されるであろう、また移転の貢献に資するものだろうというぐあいと考えて、まずこういうことから取り組んでいるところでございます。

○中村鋭一君 本法律案は我々連合参議院は賛成でございます。法の趣旨に則して、やはりおっしゃったように公害は終わつたというんじやなくて、それだけはきつちりと押さえて、新しい環境行政の創造に尽くしていただきたい。

簡潔に質問をさせていただきます。簡潔に答えていただき、ありがとうございました。

○委員(長) 湖上貞雄君 他に御発言もないようです。これより討論を行います。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

公害防止事業団法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員(長) 湖上貞雄君 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員(長) 湖上貞雄君 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(長) 湖上貞雄君 次に、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。中村環境庁長官。

○国務大臣(中村正三郎君) ただいま議題となりました自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

窒素酸化物による大気汚染については、工場等の固定発生源や自動車排出ガスに対する極めて厳しい規制等の実施にもかかわらず、自動車交通量の増大、自動車のディーゼル化の進展等のため、大都市地域を中心として改善がはかばかしくありません。推しておきます。このため、二酸化窒素に係る環境基準を達成するためには、従来にはない新たな視点に立った総合的かつ効果的な施策を講ずることが喫緊の課題となっております。

本法案は、こうした状況を踏まえ、自動車から排出される窒素酸化物による大気汚染の防止に關して、国、地方公共団体を通じて総合的な対策の枠組みを構築するとともに、一定の自動車について窒素酸化物の排出量に係る規制を行うこと等により二酸化窒素に係る大気環境基準の確保を図り、もつて国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的としております。

次に、法律案の主要事項についてその概略を御説明申し上げます。

第一は自動車から排出される窒素酸化物による大気汚染の防止に係る国等の責務を明らかにすることです。

自動車から排出される窒素酸化物による大気汚染に關しては、国、地方公共団体、事業者及び国民がそれぞれの立場でその防止について応分の責務を有しており、これらのおのおの責務を明らかにし、対策の公平かつ効果的な推進を図ることとしております。

第二は特定地域の指定であります。

大気汚染防止法による従来の措置のみによつては二酸化窒素に係る大気環境基準の確保が困難であると認められる地域を特定地域として指定することとしております。

第三は自動車から排出される窒素酸化物の総量の削減に關する基本方針及び計画の策定であります。

自動車から排出される窒素酸化物の総量を削減するためには、国、地方公共団体を通じて各般にわたる施策を総合的、計画的に実施する必要があります。このため、国は特定地域について自動車から排出される窒素酸化物の総量の削減に關する基本方針を策定することとし、特定地域の都道府県知事はこれに基づき総量削減計画を策定することとして、国及び地方公共団体が一致協力してこの計画を推進することとしております。

第四は一定の自動車について窒素酸化物の排出量に係る規制を行うこととしております。

特定地域内に使用の本拠の位置を有する一定の自動車について窒素酸化物排出基準を定め、自動車検査の制度を通じて、その遵守を担保することにより窒素酸化物排出量のより少ない車種の使用を義務づけることとし、現に使用されている自動車についても適切な猶予期間を設け逐次基準適合車の代替を図ることとしております。

第五は事業者に対する指導等であります。

製造業、運輸業等の事業を所管する大臣は、事業活動に係る自動車の使用に關し、窒素酸化物の排出の抑制を図るための指針を定め、事業者に対して指導及び助言ができることとし、環境庁長官は、この指針に關して意見を述べ、または事業所管大臣に対し指導及び助言をすることを要請できること等の措置を講じております。

なお、特定地域の指定等に当たつて関係都道府県の意見を聞くこと、都道府県は環境庁長官に対して事業者指導等の要請を求むことができること等の措置を講じ、関係都道府県と連携を図りつつ、施策の実効性のある推進を図ることとしております。

このほか、本法律案の適切な運用を図るために必要な関係行政機関の協力、低公害車の開発普及に係る国の援助等について所要の規定を設けることとしております。

この法律案は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。ただし、特定地域の指定等の手続に係る規定は公布の日から、特定自動車排出基準に係る規定は公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員(長) 湖上貞雄君 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時四十五分散会

四月十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(第一一三五号)

一、博多湾の豊かな自然環境保全に関する請願(第一一四〇号)

一、水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(第一一八七号)

一、博多湾の豊かな自然環境保全に関する請願(第一一九二号)

一、水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(第一一九四号)

一、博多湾の豊かな自然環境保全に関する請願(第一一九七号)

一、水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(第一二二三号)

一、博多湾の豊かな自然環境保全に関する請願(第一二二六号)

一、水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(第一二八七号)(第一三五〇号)

一、地球環境の保全強化に関する請願(第一四〇六号)

第一一三五号 平成四年四月三日受理
水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(十通)

請願者 東京都豊島区池袋本町二ノ八ノ一
八 森田房江 外九名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一一四〇号 平成四年四月三日受理

博多湾の豊かな自然環境保全に関する請願(十通)
請願者 福岡市東区西戸崎一ノ一二ノ九
上原智 外二百二十一名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第八七五号と同じである。

第一一八七号 平成四年四月四日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(十通)
請願者 東京都練馬区平和台一ノ二四ノ七
小檜山光征 外九名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一一九二号 平成四年四月四日受理

博多湾の豊かな自然環境保全に関する請願(十通)
請願者 福岡市博多区半道橋二ノ一二ノ二
中村ミヨ子 外二百三十三名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第八七五号と同じである。

第一一九四号 平成四年四月六日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(二通)
請願者 札幌市中央区南十四条西一三丁
目 安藤慶子 外二名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一一九七号 平成四年四月六日受理

博多湾の豊かな自然環境保全に関する請願(十通)
請願者 岐阜県多治見市脇之島町六ノ五九
ノ九 前田岩徳 外三百八名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第八七五号と同じである。

第二二三号 平成四年四月七日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(四通)
請願者 札幌市南区石山二ノ三ノ一四ノ二
七 岩本睦子 外三名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二六号 平成四年四月七日受理

博多湾の豊かな自然環境保全に関する請願(十通)
請願者 岐阜県多治見市脇之島町六ノ三五
ノ一 近藤一之 外三百七十一名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第八七五号と同じである。

第二二七号 平成四年四月八日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(五通)
請願者 東京都世田谷区船橋二ノ二ノ一
一 竹谷謙一 外四名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一三五〇号 平成四年四月九日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(五通)
請願者 東京都世田谷区船橋二ノ二ノ五
柳田さより 外四名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一四〇六号 平成四年四月九日受理

地球環境の保全強化に関する請願
請願者 福島市五老内町三ノ一 桜田栄一

紹介議員 紀平 梯子君

紹介議員 石原健太郎君

地球環境の危機に対応すべく、本年六月世界各国の首脳や民間団体が一堂に会し、「地球サミット」が開催され、国際協力や国内での対策強化等地球環境保全への具体的取組が論議されることになっている。地方公共団体においては、その取組の強化は、既に市民の合意を得ており、今後政府レベルにおいても地球環境対策の強化が必要であることは当然である。ついで、環境対策基本法の制定を急ぐとともに、今後地球環境保全における地方公共団体の役割を、大きな潮流にしていくなめ、次の事項について実現を図りたい。

一、環境対策基本法を制定すること。

二、地方公共団体の実施する地球環境保全協力事業に対して、政府が一定割合を助成する「地球環境保全助成制度」を創設すること。

三、地球環境保全に取り組む民間団体に対する助成を充実させること。

四、地域の環境保全活動を着実に実施するため、国の助成による「地域環境保全基金」を充実させること。

平成四年五月八日印刷

平成四年五月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K